

平成30年度

事務事業概要



しながわ区民公園



品川区 防災まちづくり部



目 次

品川区防災まちづくり部組織図	1
品川区のまちづくり行政の概要	2
事務分掌	4
他課との連携事業一覧	9
土 木 管 理 課	
1. 交通安全対策事業	13
1 品川区交通安全計画の作成と各種会議の運営	13
2 交通安全の啓発事業等	14
3 違法駐車防止対策事業	15
4 交通安全協会補助事業	15
5 路外駐車場に関する諸届の受理	15
2. 道路等の管理事務	16
1 道路現況(品川区内)	16
2 道路認定および道路台帳補正等の事務	16
3 公園等の現況と管理事務	18
4 窓口事務	19
5 その他	20
3. 道路等の監察・屋外広告物取締り事務	22
1 区道等の監察	22
2 屋外広告物取締り事務	22
4. 道路等の境界確定事務等	23
1 境界確定と道路区域決定事務	23
2 地籍調査事業	24
3 公共基準点整備事業	25
5. 道路占用等の事務・掘削調整	26
1 道路占用等の許可・指導監督	26
2 道路工事調整協議会	27
3 屋外広告物の許可	27
4 道路工事の施行承認許可・指導監督	28
5 沿道掘削工事の審査・指導監督	28
6 道路管理システムによる効率的な業務推進	29
6. 放置自転車対策事業	30
1 自転車等の放置防止対策	30
2 自転車等の保管・返還	31
3 リサイクル事業	32
道 路 課	
1. 道路等の維持管理	33
1 路面維持管理費	33
2 品川区水辺千本桜計画	33
3 ICTを活用した道路点検システム	34
4 デザインマンホール蓋設置等	34
5 交通安全施設の維持修繕	34
2. 路面改良事業	35

1 路面等改良費	35
2 雨水流出抑制費	35
3 涼のみち整備費	36
4 水とみどりのみち整備事業	36
3. 道路バリアフリー事業	37
1 バリアフリー工事	37
2 面的バリアフリー工事	37
4. 交通安全施設整備	38
1 交通安全施設の整備	38
2 交差点改良	38
5. 橋梁改修事業	39
1 橋梁改修事業	39
6. 橋梁等の維持管理	40
1 橋梁等の維持管理	40
7. 道路整備事業	41
1 都市計画道路事業	41
2 オリンピック・パラリンピック施設周辺等無電柱化事業	42
8. 電気設備等の設置管理	43
1 街路灯、私道防犯灯の維持管理	43
2 街路灯建替事業	43
3 災害時消えない街路灯整備事業	43

公園課

1. 水とみどりの基本計画・行動計画	44
1 計画の目標と基本方針	44
2. 緑化の推進(みどり豊かなまちづくり)	45
1 区民のみどりづくり支援	45
3. 公園・児童遊園等整備事業	49
1 公園・児童遊園の新設、改修等	49
2 おもてなしトイレ事業	52
4. 公園・児童遊園の維持管理	53
1 公園・児童遊園の維持管理	53
5. 公衆便所・公園便所の維持管理	54
1 公衆便所・公園便所の維持管理	54
6. しながわ水族館	55
1 しながわ水族館運営支援	55

河川下水道課

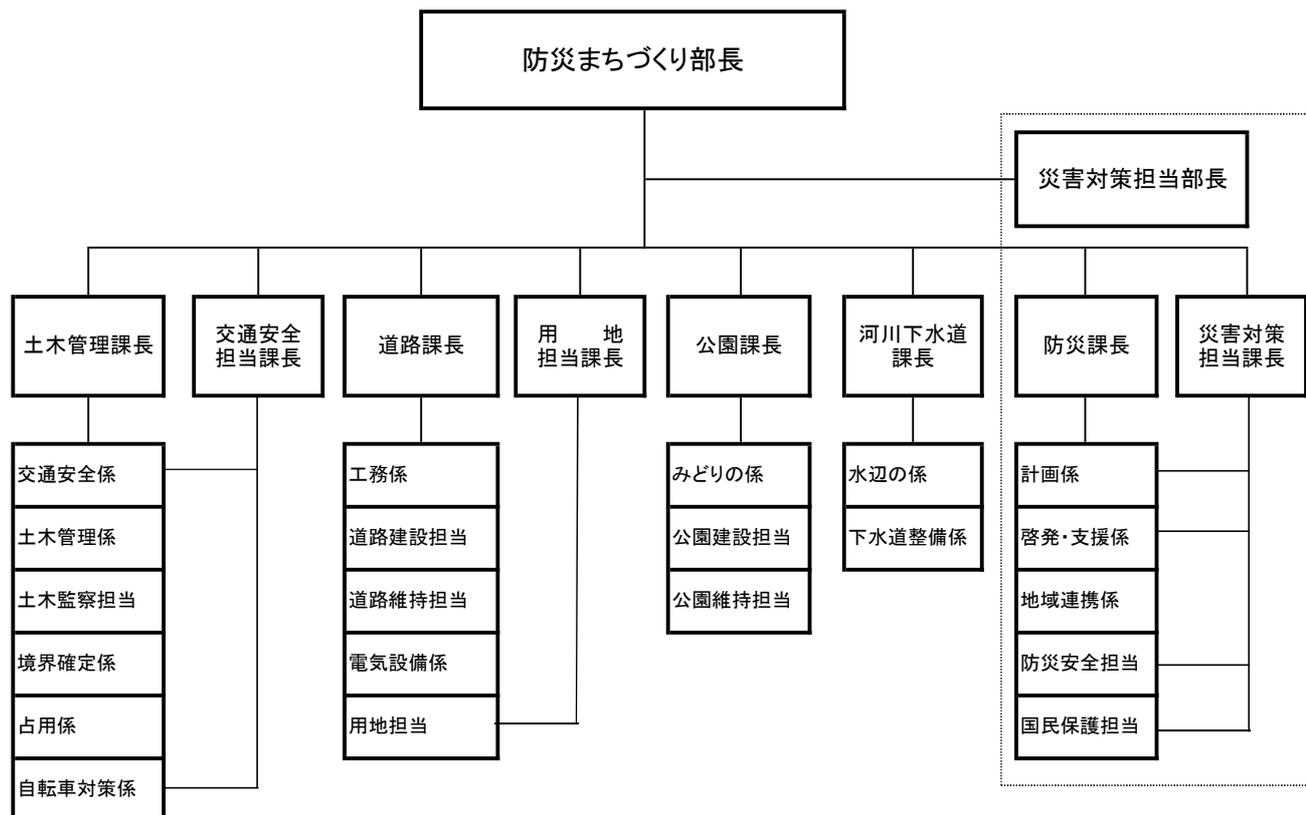
1. 水辺の活用	56
1 五反田水辺が結ぶプロジェクト	56
2 ヒカリノミズベプロジェクト	56
3 区有栈橋の整備	57
4 河川・運河の利用促進	57
5 船舶・係留施設の活用	57
2. 河川および運河の水質改善	58
1 立会川の水質改善	58
2 目黒川の水質改善	59

3. 治水対策	60
1 雨水流出抑制の指導	61
2 雨水流出抑制推進事業	61
3 雨水利用タンク設置助成事業	62
4 防水板設置工事助成事業	62
5 津波・高潮対策事業	63
6 関係機関との連携	63
4. 下水道施設建設	64
1 排水施設建設事業	64
2 下水道管改修事業	68
防 災 課	
1. 防災会議の運営および計画の作成	71
1 防災会議	71
2 品川区地域防災計画	71
2. 初動体制の整備	72
1 品川区災害時業務マニュアル更新業務	72
2 職員等緊急連絡システム	72
3 災害監視業務委託	72
4 防災気象情報提供業務	72
3. 防災情報通信体制の整備	72
1 緊急時連絡通信機器	72
2 情報収集用高層カメラ	73
3 緊急地震速報装置	73
4 被災情報管理システム	73
5 全国瞬時警報システム(Jアラート)	73
6 防災地図情報システム	73
7 防災情報配信管理システム	74
8 災害情報等配信システム(防災タブレット)	74
9 防災行政無線	74
10被災者生活再建支援システム	75
4. 医療救護体制整備	76
1 応急医薬品ランニング・ストック	76
2 医療ミニセット	76
3 医療救護体制	76
5. 初期消火体制強化	77
1 防火水利の整備	77
2 街頭消火器の増設	77
3 家庭用消火器のあっせん	78
4 小学校・中学校・義務教育学校の消火ポンプ配備	78
5 感震ブレーカー普及	80
6. 避難所運営体制の整備	80
1 避難所管理	80
2 災害時応急物資確保	81
7. 防災関係組織の育成・支援	84
1 防災区民組織育成	84
2 避難行動要支援者支援	85

3	防災協議会の支援	87
4	事業所の地域協力	87
5	帰宅困難者対策	89
6	消防団運営	90
7	防火防災対策助成	90
8.	防災普及教育	91
1	しながわ防災体験館運営	91
2	防災フェア	93
3	しながわ防災学校	93
4	高層マンションにおける防災対策の強化	94
5	地震体験車等による防災教育	95
6	ポスターコンクールの開催	95
7	防災体験VR	96
8	わが家の防災ハンドブック改訂	96
9.	防災訓練	96
1	総合防災訓練	96
2	区内一斉防災訓練(避難所訓練、災害対策本部訓練)	97
3	風水害初動活動態勢訓練	98
4	品川区・第二消防方面合同水防訓練	98
5	災害対策職員待機寮防災訓練	99
10.	災害対策本部等の対応状況	100
11.	災害復旧特別会計	100
12.	国民保護	100
1	国民保護協議会	100
2	国民保護計画	101
3	国民保護に関する訓練	101
13.	自衛隊員募集事務	102
1	自衛官募集	102
2	自衛官募集に関する広報	102
14.	弔慰金・見舞金	102

品川区防災まちづくり部組織図

(平成30年4月1日現在)



課名	係名	合計人数	事務職	技術職	再任用	非常勤	派遣職員
土木管理課	交通安全係	9	8	1			
	土木管理係	7		5	2		
	土木監察担当	3		2	1		
	境界確定係	6		5	1		
	占用係	8	2	3	2		1
	自転車対策係	5	2	3			
	小計	38	12	19	6	0	1
道路課	工務係	6	1	5			
	道路建設担当	5		5			
	道路維持担当	11		9	2		
	電気設備係	6		4	2		
	用地担当	3	2	1			
小計	31	3	24	4	0	0	
公園課	みどりの係	7	1	5		1	
	公園建設担当	6		6			
	公園維持担当	7		6	1		
小計	20	1	17	1	1	0	
河川下水道課	水辺の係	7	1	6			
	下水道整備係	6		5	1		
	小計	13	1	11	1	0	0
防災課	計画係	10	9	1			
	啓発・支援係	13	5	1		7	
	地域連携係	3	3				
	防災安全担当	2	2				
	国民保護担当	2	2				
小計	30	21	2	0	7	0	
合計		132	38	73	12	8	1

※土木管理課交通安全係に防災まちづくり部長、災害対策担当部長、交通安全担当課長を含む

※防災課計画係に災害対策担当課長を含む

※技術職＝土木造園、電気

※用地担当課長は道路課長が兼務する。

品川区のまちづくり行政の概要

～「安全で快適なまちづくり」を目指して～

基本構想に掲げる品川区の都市像「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現を目指して、防災まちづくり部では、区民の皆さんとともに、安全で快適なまちづくりを推進しています。

私たちは、東日本大震災など自然災害から得られた教訓や 2020 年東京オリンピック・パラリンピックへの対応を踏まえつつ、多岐にわたる区民ニーズに対応し、より効率的・効果的な執行に努めるとともに、新たなそして未来を見据えた課題の解決に向け、スピード感と積極性をもって品川区のまちづくり行政に取り組みます。

課題解決にあたっては、区民生活を支えるインフラである道路、公園や河川などの適切な管理や有効な活用と、災害に強いまちづくりを連携させながら、多様な事業を展開してまいります。その中で、特に留意すべき事項として、以下の点に取り組んでまいります。

1. 災害に強いまちづくり

区は、平成 26 年度に防災の基本理念を示した「品川区災害対策基本条例」を施行しました。本条例では「自助」・「共助」および「公助」の理念に基づき、区民、防災区民組織および事業者が役割を果たし、総力を結集して「しながわの防災力の高度化」を図ることを目標にしています。



このため、情報伝達、初期消火、医療救護、避難所運営等の体制整備や様々な普及・啓発、防災訓練等の充実に取り組んでまいりました。平成 29 年度は、「品川区地域防災計画」を 5 年ぶりに大きく修正するなど、更なる充実を図ったところです。平成 30 年度は、これらの対策を更に進めるとともに、避難所運営マニュアルの更新支援、わが家の防災ハンドブック改訂、支援物資受援体制の再構築、防災体験 VR の導入などにより、災害に強いまちづくりの実現に努めてまいります。

2. 暮らしを守る安全で快適な道路

平成 28 年度に「第 10 次品川区交通安全計画」を策定し、平成 32 年までに区内の年間交通事故死傷者数を 600 人以下とする目標を定めました。平成 29 年の年間交通事故死傷者数は 866 人で、依然として多くの方が交通事故に遭われているため、引き続き様々な交通安全対策を実施してまいります。



また、歩行者の通行や、災害時の緊急活動に支障する放置自転車については、自転車等駐車場の改修や整備を進めるとともに、放置防止の指導啓発や撤去活動を推進し、その解消に努めてまいります。

一方、区民が安心して道路を通行できるよう、路面の維持管理、交通安全施設の

整備、街路灯のLED化を含めた建替え、道路のバリアフリー化等を進めるとともに、自転車の走行環境を整備していきます。

さらに、交通ネットワークの形成ならびに道路の防災性および安全性の向上を図るため、都市計画道路の整備、橋梁の点検・修繕、ICTを活用した道路点検等を実施していきます。加えて、オリンピック・パラリンピックに向けて施設周辺の無電柱化を推進していきます。



3. みどり豊かな都市をつくる

区内の「みどり」は、住宅地の開発等により敷地が分割されたことで、小規模住宅が多いため大幅な緑化増は望めない状況ですが、平成24年6月に「水とみどりの基本計画・行動計画」を策定し、平成33年までにみどり率を22.6%とする目標達成に向け、計画的な緑化を推進してまいります。



公園の新設や改修を行う際は、この計画を踏まえ、区民要望を取り入れながら、安全で明るく快適に利用しやすい施設として整備していきます。

また、「みどり」は、潤いある快適な生活に不可欠なものであり、緑化の推進、公園や樹木の適切な維持管理を進めるとともに、防犯カメラを設置することで公園の安全・安心の確保に努めてまいります。

貴重なみどりを次の世代に引き継いでいくため、区民自らが土やみどりに積極的に関わっていただけるボランティア制度やマイガーデンの整備など、参加しやすい場や機会を提供し、都市のみどりを増やす取り組みも充実してまいります。

4. 豊かな都市生活を支える河川と下水道

区内には、運河や目黒川、立会川等の水辺空間は多く有するものの、区民が直接、水に親しめる空間が限られています。区民と水とのふれあいを回復させ、うるおいのある快適な生活の実現を図るため「水とみどりの基本計画・行動計画」に基づき、水辺空間の整備等を進めてまいります。具体的には、河川清掃や下水道施設の整備等を行い、河川や運河の水質改善を図ることや、五反田リバーステーション等の整備および既存栈橋の有効活用を進めることで、災害時に傷病者や緊急物資の輸送に利用するとともに、平常時には河川等の賑わい創出に活用してまいります。



また、近年、時間50ミリを超えるような局地的集中豪雨により、浸水被害が頻発しております。区では総合的な治水対策として、雨水の貯留や浸透など雨水流出抑制事業を進めるとともに、東京都から下水道事業の一部を受託し、区自ら浸水対策等の下水道工事を実施することで、浸水被害の軽減の早期実現を図っています。

事務分掌

土木管理課

交通安全係

- 1 部の予算、決算および会計の総括に関すること。
- 2 部の人事に関すること。
- 3 部の事務事業の進行管理に関すること。
- 4 部内他課との連絡調整に関すること。
- 5 交通安全対策の企画、調整および調査に関すること。
- 6 交通安全の啓発に関すること。
- 7 交通安全対策会議および交通安全協議会に関すること。
- 8 違法駐車等の防止に関すること。
- 9 路外駐車場の届出に関すること。
- 10 部内他課、係に属しないこと。

土木管理係

- 1 区道、公園等の財産管理に関すること。
- 2 区道等の認定、変更および廃止に関すること。
- 3 公園、児童遊園および公衆便所の設置、変更および廃止に関すること。
- 4 道路台帳等の補正および閲覧ならびに道路幅員等の証明に関すること。

土木監察担当(主査)

- 1 区道、河川、公園等の不法使用の監察取締りおよび不法占用の除去に関すること。
- 2 違反広告物の取締りに関すること。

境界確定係

- 1 区道、公園等の境界の確定に関すること。
- 2 地籍調査に関すること。
- 3 公共基準点の設置および管理に関すること。

占用係

- 1 区道、河川、公園等の占用許可等に関する事。
- 2 区道(電線共同溝を含む。)、河川、公園等の占用工事等に係る指導監督に関する事。
- 3 道路工事調整協議会に関する事。
- 4 屋外広告物の許可に関する事。
- 5 占用料、使用料、手数料および道路復旧費の徴収に関する事。
- 6 道路工事施行承認に関する事。
- 7 沿道掘削の届出に関する事。

自転車対策係

- 1 放置自転車対策等の企画、調整および調査に関する事。
- 2 自転車等の放置防止に係る指導および啓発に関する事。
- 3 駐輪場等の整備および維持管理に関する事。
- 4 大規模店舗等に係る駐輪場の設置の届出および指導に関する事。
- 5 放置自転車の撤去、保管および返還に関する事。

道路課

工務係

- 1 橋梁の計画修繕に係る調査、設計および工事に関する事。
- 2 課内他係に属しない事。

道路建設担当(主査)

- 1 道路(電線共同溝を含む。)施策の企画、調整および推進に関する事。
- 2 都市計画道路事業等に係る調査、設計および工事に関する事。
- 3 電線共同溝の設計および工事に関する事。
- 4 土木工事等の適正施行に係る基準に関する事。
- 5 土木技術の積算基準等に関する事。

道路維持担当(主査)

- 1 区道(電線共同溝を含む。)、橋梁等の維持管理に関する事。
- 2 区道(電線共同溝を含む。)、橋梁等の維持修繕に係る調査、設計および工事に関する事。
- 3 交通安全施設等に係る調査、設計および工事に関する事。
- 4 区道の改修、掘削道路復旧等に係る調査、設計および工事に関する事。
- 5 擁壁等の土木構造物の調査、設計および工事に関する事。
- 6 課内他係に属しない事業の調査、設計および工事に関する事。

電気設備係

- 1 街路灯(私道防犯灯を含む。)、公園、児童遊園、公衆便所等の電気設備の調査、設計、工事および維持管理に関すること。

用地担当(主査)

- 1 土地、建物等の取得および調整に関すること。
- 2 用地の取得に伴う物件の移転その他損失補償に関すること。
- 3 公共事業の施行に伴う移転資金の融資あっ旋に関すること。

公園課

みどりの係

- 1 みどりの施策の企画、調整および推進に関すること。
- 2 緑地の保全および緑化の推進に関すること。
- 3 樹木の保存に関すること。
- 4 施設(学校等を除く。)の樹木の維持に関すること。
- 5 緑化の調査、設計および工事に関すること。
- 6 花とみどりの相談に関すること。
- 7 しながわ水族館との連絡調整に関すること。
- 8 課内他係に属しないこと。

公園建設担当(主査)

- 1 公園施策の企画、調整および推進に関すること。
- 2 公園、児童遊園および公衆便所に係る調査、設計および工事に関すること。

公園維持担当(主査)

- 1 公園、児童遊園および公衆便所の維持管理に関すること。
- 2 公園、児童遊園および公衆便所の維持修繕に係る調査、設計および工事に関すること。

河川下水道課

水辺の係

- 1 水辺の活用に係る企画、調整および推進に関すること。
- 2 河川および運河の浄化等に関すること。
- 3 河川の維持管理に関すること。
- 4 河川の維持修繕に係る調査、設計および工事に関すること。
- 5 治水対策の企画、調整および調査に関すること。
- 6 雨水流出抑制の指導および調整に関すること。
- 7 防水板設置工事等の助成に関すること。
- 8 課内他係に属しないこと。

下水道整備係

- 1 下水道施設建設事業に関すること。

防災課

計画係

- 1 災害対策の計画および連絡調整に関すること。
- 2 防災会議および災害対策本部に関すること。
- 3 職員の防災体制の整備に関すること。
- 4 防災情報通信体制の整備に関すること。
- 5 備蓄物資、街頭消火器、防災貯水槽および給水施設に関すること。
- 6 避難場所および防災活動広場に関すること。
- 7 課内他係に属しないこと。

啓発・支援係

- 1 防災知識の普及および啓発ならびに防災意識の高揚に関すること。
- 2 地区における防災活動の推進および防災区民組織に関すること。
- 3 地域の初期消火器材等の配備および保守に関すること。
- 4 避難行動要支援者の対策に関すること。

地域連携係

- 1 民間事業者および地域団体との連携に関すること。
- 2 帰宅困難者等の対策に関すること。

防災安全担当(主査)

- 1 職員の災害時における初動対応の訓練および研修に関すること。
- 2 消防団に関すること。
- 3 消防署および警察署との連携に関すること。
- 4 小災害援護に関すること。

国民保護担当(主査)

- 1 国民保護に係る計画、訓練および連絡調整に関すること。
- 2 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部に関すること。
- 3 国民保護協議会に関すること。
- 4 国民保護に係る知識の普及および啓発ならびに国民保護に係る意識の高揚に関すること。
- 5 自衛官の募集に関すること。
- 6 自衛隊との連携に関すること。



しながわ防災体験館

他課との連携事業一覧

土木管理課

事業名	連携事業内容	連携課名
地籍調査事業	事業予定箇所の情報収集等	都市計画課 都市開発課 防災課
河川占用等の許可	河川占用等の許可に係る指導・監督	河川下水道課
シェアサイクル事業	社会実験・効果検証	都市計画課 文化観光課
通学路の設定・変更	道路の安全確認後、通学路の設定・変更	教育総合支援センター 道路課
ゾーン30の啓発・周知	各警察署との情報共有・路面表示	道路課

道路課

事業名	連携事業内容	連携課名
橋梁改修事業	橋梁の架替、維持管理	都市開発課
安全施設維持管理	道路標識、カーブミラーおよび防護柵等の安全施設の合同点検後の施設改善	土木管理課
道路バリアフリー事業	やさしいまちづくり推進計画	都市計画課
人孔蓋枠等整備	執行委任 下水道局協定に伴う受託費歳入事務	河川下水道課 建築課
交通安全施設の整備	防護柵、反射鏡、道路標識等の整備	土木管理課
交差点改良事業	キララ舗装、すべり止め舗装、自発光式ブロック設置等	土木管理課
自転車走行環境の整備	自転車の走行帯をカラー化	土木管理課
都市計画道路整備事業	補助205号線整備事業	都市計画課 土木管理課
	補助163号線整備事業(Ⅲ期区間)	都市計画課 都市開発課 土木管理課
水とみどりのみち整備事業	道路整備工事	都市計画課 河川下水道課 土木管理課
オリンピック・パラリンピック施設周辺無電柱化事業	無電柱化事業	土木管理課 オリンピック・パラリンピック準備課

公園課

事業名	連携事業内容	連携課名
公園・児童遊園の維持管理	運動施設の管理に伴う利用調整事務 公園等の占用許可に係る事務 公園撮影申請における区の広報活動確認事務	スポーツ推進課 土木管理課 文化観光課
しながわ花海道の維持管理	運河の内部護岸上部維持管理協定等に係る調整事務	河川下水道課 道路課 東京都港湾局
公園・児童遊園整備	しながわ区民公園再整備	防災課 施設整備課
	東品川海上公園整備	河川下水道課 土木管理課 道路課 施設整備課 経理課
	浜川公園改修工事	河川下水道課 道路課
	戸越公園北側改修	施設整備課 保育課 環境課
	東大井公園改修	施設整備課 保育課 子ども育成課
	天王洲公園改修工事	施設整備課 スポーツ推進課 オリンピック・パラリンピック準備課
	大井町駅前公衆便所改修	施設整備課
	南大井公衆便所改修	施設整備課
公園バリアフリー事業	やさしいまちづくり推進計画	道路課 都市計画課
おもてなしトイレ事業	公園・公衆便所の洋式化	施設整備課 道路課
緑化啓発普及事業	園芸講座・みどりの顕彰制度・緑化指導認定	環境課 都市計画課
みどりと花のまちづくり事業	他課の管理用地でのみどりと花のボランティア	区有施設の管理所管課
区施設植栽管理	他課の管理用地の植栽管理	区有施設の管理所管課
街なみ緑化助成事業	防災緑化助成	木密整備推進課 建築課
街角花壇維持管理	他課の管理用地での花壇管理	区有施設の管理所管課
しながわ水族館運営支援	連携事業等支援事業 施設管理 執行委任 動力制御盤・電灯盤類更新工事	商業・ものづくり課 文化観光課 道路課 施設整備課

河川下水道課

事業名	連携事業内容	連携課名
河川維持管理 (水質改善)	東京都特例条例に基づく目黒川・立会川の維持管理(水質改善)	環境課 土木管理課 道路課
水辺空間の整備と利活用	五反田水辺が結ぶプロジェクト	企画調整課 地域活動課 商業・ものづくり課 文化観光課 都市開発課 土木管理課 道路課 公園課
	ヒカリノミズプロジェクト	企画調整課 地域活動課 商業・ものづくり課 文化観光課 都市計画課 土木管理課 道路課 公園課
	区有棧橋の整備	企画調整課 土木管理課 道路課 公園課
	河川・運河の利用促進	土木管理課 道路課 公園課
	船舶・係留施設の活用	地域活動課 商業・ものづくり課 文化観光課 公園課 防災課
津波・高潮対策事業	津波自主避難マップ作成マニュアルの普及・啓発	地域活動課 防災課 庶務課
排水施設建設事業	浜川雨水排水管建設事業	土木管理課 道路課 公園課
	立会川雨水放流管建設事業	企画調整課 土木管理課 公園課 施設整備課
	第二戸越幹線整備工事	都市開発課 土木管理課 道路課 公園課
下水道管改修事業	災害復旧拠点に接続する下水道管の耐震化 地区内残留地区内の排水設備の耐震化	施設整備課 防災課 道路課

防 災 課

事 業 名	連携事業案内	連携課名
防災体制	災害時業務マニュアルの更新	全課
防災行政無線管理	防災行政無線設備更新工事	施設整備課 道路課 公園課
医療救護体制	災害医療連携会議	健康課
避難所管理	避難所運営マニュアル更新支援、学校避難所連絡会議、学校避難所訓練	避難所となる施設の管理所管課または学校 地域センター
	「避難ここ知る」設置	道路課
避難行動要支援者	品川区避難支援個別計画作成名簿の更新・配付、支援体制づくりの手引きの配付	高齢者福祉課 障害者福祉課 保健センター
感震ブレーカー普及	感震ブレーカー設置助成	木密整備推進課
防災普及教育	高層マンション防災対策の強化	住宅課 地域活動課
	わが家の防災ハンドブック改訂	河川下水道課 木密整備推進課 建築課 住宅課 高齢者地域支援課
防災訓練	地区総合防災訓練、区内一斉防災訓練	地域センター
防災協議会	各地区防災協議会の運営	地域センター

土木管理課

1. 交通安全対策事業（交通安全係）

区内における交通事故の死傷者数は、平成12年をピークに減少傾向にありますが、平成29年においても死者4人、負傷者862人と、多くの方が交通事故により死傷されています。区では、区内各警察署等と連携し、参加体験型を基調とした交通安全教育や、印象に残る効果的な交通安全啓発活動を幅広い年代に実施することにより、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努めています。

また、子どもや高齢者・障害者等の歩行者空間を確保するため、道路および交通安全施設等の整備（p38参照）に係る調整を図るとともに、交通規制や交通違反の取締り強化等の申入れのほか、地域と一体となった各種施策により安全・安心な交通環境の実現を目指しています。



区内の交通事故(人身事故)件数・死傷者数 (各年末現在)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
件数	939件	861件	752件	730件	761件
死者	2人	5人	4人	1人	4人
重傷者	9人	4人	4人	15人	23人
軽傷者	1,059人	953人	831人	810人	839人
死傷者	1,070人	962人	839人	826人	866人

1. 品川区交通安全計画の作成と各種会議の運営

交通安全に関する総合的な施策の大綱である品川区交通安全計画（5ヵ年計画）および交通安全実施計画（単年度計画）を作成するため、品川区交通安全対策会議を開催しています。

また、交通事故のない安全で住みよいまち品川を実現するため、区内の関係機関・団体、地域の皆さんで構成する品川区交通安全協議会を設け、春と秋に交通安全運動を展開しています。



★根拠法令 交通安全対策基本法、品川区交通安全対策会議条例、品川区交通安全協議会規約、品川区高齢者交通安全教育推進委員会設置要領

会議等の名称	委員等の数	年間開催数
品川区交通安全対策会議	25	1
品川区交通安全対策会議幹事会	30	1
品川区交通安全協議会	62	2
品川区高齢者交通安全教育推進委員会	14	1

* 平成30年度予算額 310千円

2. 交通安全の啓発事業等

高齢者や、幼児・児童、および自転車利用者を対象とした啓発等に重点を置き、区内警察署等と連携して交通事故防止に努めています。

★根拠法令 交通安全対策基本法



(1) 交通安全教育（平成 29 年度実績）

事業名（対象）	事業の概要	所轄署	会場（参加数）
スタントマンを活用した自転車安全教室（小・中学生、一般区民）	スタントマンによる交通事故の再現や事故原因、注意点の説明等	品川	御殿山小（270名） 東品川公園（65名）
		大井	鈴ヶ森中（333名） 鮫洲試験場（300名）
		大崎	第一日野小（200名）
		荏原	戸越小（80名）、旗台小（230名）
		区内5署	しながわ交通安全フェア（250名）
			8回実施
高齢者交通安全モデル地区交通安全講習（高齢者）	事事故事例の紹介、交通安全講習、自転車シミュレータ実技講習等	品川	東親会町会会館（40名）
		大井	南大井文化センター（20名）
		大崎	大崎警察署講堂（30名）
		荏原	荏原第二区民集会所（40名）
			4回実施
親子自転車安全教室（園児・小学生とその親等）	自転車の安全な乗り方や交通ルール・マナーの講義と自転車に係る実技講習等	品川	東品川公園（60名）
		大井	八潮わかば幼稚園等（355名）
		荏原	戸越小（160名）
		区内5署	しながわ交通安全フェア（250名）
			7回実施

(2) 啓発運動・表彰等

春と秋の全国交通安全運動、交通安全区民のつどい、自転車安全利用キャンペーン、交通安全功労者表彰等



(3) 啓発用冊子等の作成

品川区交通安全実施計画、交通しながわ、幼児用交通安全教育本、お元気だより、ヒヤリハット地図

(4) その他

交通事故防止・啓発用立看板・電柱幕設置、通学路用バリケード設置、新入学児童用黄色い帽子の配付



* 平成30年度予算額 14,289千円

3. 違法駐車防止対策事業（平成7年4月開始）

各交通安全協会の協力を得て、指定4路線で違法駐車防止活動を毎月4回、年間48回実施しています。

★根拠法令 ・ 品川区違法駐車等の防止に関する条例

違法駐車防止活動における指導・啓発件数

指定重点路線名（所轄署）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
池上通り（品川）	844	559	1,044	1,278	1,380
区役所通り（大井）	447	455	397	397	335
八つ山通り（大崎）	577	581	575	680	726
補助26号線（荏原）	646	859	880	973	793
合計	2,514	2,454	2,896	3,328	3,234

* 平成30年度予算額 1,800千円

4. 交通安全協会補助事業

区内の各交通安全協会（品川・大井・大崎・荏原・東京湾岸）に対して補助金を交付し、交通安全事業の促進を図っています。

★根拠法令 ・ 品川区交通安全協会補助金交付要綱



* 平成30年度予算額 4,900千円

5. 路外駐車場に関する諸届の受理

駐車場法に規定する路外駐車場で、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上あり、かつ駐車料金を徴収する駐車場の諸届について審査・指導を行っています。

★根拠法令 ・ 駐車場法

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置届	1	2	2	1	0
設置変更届	3	3	1	5	5
休止届	0	0	1	0	1
廃止届	4	0	2	3	0
再開届	0	0	0	0	1
管理規程変更届	4	5	3	7	6
合計	12	10	9	16	13

2. 道路等の管理事務(土木管理係)

特別区道や区立公園を適正に管理するため、路線の認定、道路区域の決定や公園設置等の手続き、およびこれら施設の台帳整備、窓口事務を行っています。

★根拠法令 ・道路法、都市公園法、品川区立公園条例など

1. 道路現況(品川区内)

(各年度末現在)

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
一般国道	延長		14,639	14,639	14,639	16,539	16,539	
	面積		439,681	439,681	439,681	456,306	456,306	
都 道	延長		25,935	25,935	25,935	25,935	25,940	
	面積		740,737	740,737	740,737	740,737	741,976	
自動車 専用道	延長		11,667	11,667	17,351	17,351	17,351	
	面積		386,437	386,437	565,887	565,887	567,065	
特別 区道	車 道 幅 員 別	5.5 m 未満	延長	188,659	188,733	188,517	188,460	188,471
			面積	833,376	834,544	832,568	832,766	832,470
		5.5 m 以上	延長	129,958	130,037	130,365	130,524	130,546
			面積	1,027,659	1,029,527	1,033,252	1,036,821	1,037,429
		13.0 m 以上	延長	8,495	8,495	8,495	8,532	8,532
			面積	174,967	174,964	174,945	175,892	175,892
	19.5 m 以上	延長	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076	
		面積	38,555	38,555	38,555	38,555	38,555	
	合計	延長	328,188	328,341	328,453	328,592	328,625	
		面積	2,074,557	2,077,590	2,079,320	2,084,034	2,084,346	
	合計	延長	380,429	380,582	386,378	388,417	388,455	
		面積	3,641,412	3,644,445	3,825,625	3,846,964	3,849,693	

※東京都道路現況調書の数値による。平成 29 年度数値は平成 31 年 3 月公表予定

2. 道路認定および道路台帳補正等の事務

(1) 路線の認定・変更事務

道路は、一般交通の用に供する道であり、住民の生活を支える最も重要な社会基盤施設です。このため、常に安全かつ円滑に通行できるように管理しなければなりません。区が特別(品川)区道[以下区道という]として管理するために最初に行われる手続きが「道路の路線認定」です。これは、区の事業として整備した道路や再開発事業等により整備された道路を、新たに区道とする場合に、区議会の議決を得たうえで路線として認定し、告示するものです。

これにより、品川区が道路管理者となり、その道路の維持管理が開始されます。

また、認定された路線で起・終点等の大幅な変更や廃止をする場合は、路線の変更・廃止を同様の手続きで行います。

★根拠法令 ・道路法第 8 条、第 9 条、第 10 条

(2) 区域決定(変更)・供用開始事務

認定路線の道路区域を具体的に決定し、道路整備の後、供用を開始することで、道路を一般の通行に開放します。

また、細街路拡幅整備事業等による道路の部分的な拡幅等については、区域を変更し供用の開始を行っています。

★根拠法令 ・道路法第18条



(3) 道路台帳等補正事務

道路を円滑に管理するためには、道路とそれ以外の土地とが区別されている必要があります。このことは、沿道の方にとっても道路領域が明確になるため重要です。このため、道路管理者は道路台帳を調製、保管し、閲覧に供することが法令により義務づけられており、区では区道の道路台帳を管理しています。

道路は随時、認定・廃止・区域変更・および道路工事等による形態変更が行われていることから、変更箇所について補正業務を実施しています。

平成22年度からは区条例等に基づき区有通路や法定外公共物の台帳整備も進めています。

★根拠法令 ・道路法第28条、品川区有通路条例第3条
・品川区法定外公共物管理条例施行規則第3条

*平成30年度予算額 13,520千円



3. 公園等の現況と管理事務

公園等の設置・変更・廃止の手続きを行うとともに、「公園台帳」を整備し、公園の適正管理に努めています。

また、公園管理者以外の者に施設の設置や管理に関する許可事務を行っています。

★根拠法令

- ・都市公園法第2条の2、第5条、第17条
- ・品川区立公園条例第2条
- ・品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例第3条

公園等の現況

(各年度末現在)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	箇所数	面積(m ²)								
区立公園	141	506,433	143	508,264	144	509,352	144	517,290	144	517,290
緑地	4	795	4	795	4	795	4	795	4	795
区立児童遊園	67	59,550	67	59,550	67	59,550	68	59,804	68	59,804
特定児童遊園 (防災広場)	36	14,419	37	14,547	38	15,153	38	15,153	38	15,153
特定児童遊園 (水辺広場)	9	42,777	9	42,777	10	44,656	10	44,656	10	44,656
特定児童遊園 (開放広場)	2	3,949	3	4,972	3	4,972	2	1,294	2	1,294
計	259	627,923	263	630,905	266	634,478	266	638,992	266	638,992



4. 窓口事務

(1) 土木相談等に関する事務

複数の係に関わる大型開発事業や開発指導要綱に係る建築計画等に関し、土木の総合窓口として相談を受け、関係する係との調整事務を行っています。



(2) 資料閲覧および各種証明書発行事務

道路幅員や私有地と公有地の境界確認等の問い合わせに、区では台帳図書、境界図等の閲覧およびコピーサービスを行っています。また、道路幅員、道路区域、境界確定ならびに極少道路の各種証明書を発行しています。

さらに、平成 21 年度より道路台帳平面図をインターネット公開し、平成 25 年度から公園台帳システムの開発により公園調書のインターネット公開を実施しています。

(各年度末現在 単位:円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
諸証明 手数料	件数	505	510	547	541	624
	金額	151,500	153,000	164,100	162,300	187,200
私用 コピー料	件数	16,105	15,747	15,625	16,981	17,822
	金額	1,330,850	1,310,600	1,327,450	1,431,350	1,524,600
道路地図 頒布	件数	45	34	43	37	35
	金額	27,100	17,700	31,500	25,700	24,300
合 計	件数	16,655	16,291	16,215	17,559	18,481
	金額	1,509,450	1,481,300	1,523,050	1,619,350	1,736,100

*平成30年度予算額 5,673千円

(3) 土木施設管内図等の作製・頒布

道路等管理業務に必要な下記の道路地図を作製し補正しています。また、区民等の頒布要望に応え、これらの地図を販売しています。

作成地図 (6種類)	縮尺	頒布価格
品川区土木施設管内図 (頒布)	1/10,000	1,000円
品川区特別区道路線番号図 (頒布)	1/10,000	1,000円
品川区道路舗装種別図 (頒布)	1/5,000	1,000円
品川区管内図 (頒布)	1/20,000	100円
品川区管内図 (頒布)	1/10,000	200円
品川区道路愛称名図 (インターネット公開)	1/15,000	閲覧のみ

※販売件数等は4.(2)の表中参照

5. その他

(1) 品川区有通路の管理

区では、道路法適用外で一般交通の用に供される道のうち、区が当該土地の所有権を有し設置したものを、品川区有通路として適正な管理に努めています。なお、平成22年4月の区有通路条例の一部改正により、認定外道路¹と公共溝渠²の一部および立体通路の81路線を、区有通路に指定替えしました。

★根拠法令 ・ 品川区有通路条例

(2) 法定外公共物の管理

区では、平成22年4月に法定外公共物管理条例を施行し、認定外道路と公共溝渠（区有通路に指定替えしたものを除く）を、法定外公共物として管理しています。

これは、平成14年から国有財産特別措置法に基づき、区が認定外道路や公共溝渠等の財産を取得したことに伴い、これらの施設を機能別に再権整理し、より一層適正な管理を図るために行ったものです。

★根拠法令 ・ 品川区法定外公共物管理条例



区有通路・法定外公共物の現況

(各年度末現在)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
区有通路	路線数	127	127	129	129	127
	延長(m)	8,747	8,747	8,833	8,833	8,738
	面積(m ²)	26,160	26,215	26,772	26,891	26,587
法定外公共物	路線数	212	210	208	205	203
	延長(m)	11,665	11,583	11,385	11,200	10,978
	面積(m ²)	20,618	20,544	20,232	19,882	19,478
合計	路線数	339	337	337	334	330
	延長(m)	20,412	20,330	20,218	20,033	19,716
	面積(m ²)	46,778	46,759	47,004	46,773	46,065

¹認定外道路：大正8年4月に旧道路法が施行された際、認定されなかった里道で、国有財産法上の公共用財産として管理されることとなった道路。

²公共溝渠：河川法および準用河川の適用をうけない水路。かつて用排水路の機能をもっていたが、現在はその機能が廃滅し多くは通路化している。

(3) 車両制限令にかかわる許可事務

区道において、車両諸元の最高限度（車両制限令第3条）を超える車両の通行申請があった場合、車両の構造（寸法・重量等）または車両に積載する貨物が特殊であるなど、やむを得ないと認めるときは、申請に基づいて経路・時間等について必要な条件を付して、通行を許可しています。



(各年度末現在)

許可件数 (台数)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	989 (6,634)	676 (3,757)	1,057 (4,280)	1,270 (6,016)	1,350 (9,031)

(4) 道路愛称名の普及活動

道路について、区民に愛着を持ってもらうために、昭和60年と平成7年に合わせて32の路線に道路愛称名を定めました。この愛称名を地域住民へ周知するため、各路線には案内標識の設置や電柱広告にも表示しています。また、品川区のホームページにも掲載しています。



(5) シェアサイクル事業

品川区シェアサイクル事業（社会実験）は、自分の思いのままにまちの魅力を発見すること、観光スポットへのアクセス性、東京2020オリンピック・パラリンピックの新たな交通手段として、平成29年10月から開始しました。平成30年度からは整備エリアを区内全域に拡大するとともに他区からも利用できる広域相互利用に参加し、利便性の向上を図ります。

(各年度末現在)

内容	平成 29 年度
ポート	24 カ所
ラック	220 台



3. 道路等の監察・屋外広告物取締り事務(土木監察担当)

区道等の不正使用の監察取締りや不法占用の是正指導を行っています。また、屋外広告物法および東京都屋外広告物条例に違反する屋外広告物の取締りを行っています。

★根拠法令 道路法、都市公園法、河川法、屋外広告物法、東京都屋外広告物条例等

1. 区道等の監察

区道等は、一般交通の用に供される公共の施設であり、道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為は、速やかに是正されなければなりません。

商品のせり出しや立看板等の放置による区道等の不正使用に対し、区民からは是正要望が多数寄せられています。道路を正しく利用してもらうため、交通管理者(警察)、商店街組合等と連携して定期的に合同パトロールや啓発活動を実施しています。



2. 屋外広告物取締り事務

屋外広告物は、都市の美観を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法および東京都屋外広告物条例により規制されており、違反広告物の取締りは、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区が行っています。

公道、公園等の公共施設や電柱等に掲出された、はり紙・はり札等は、区職員および委託業者が除却しています。

また、違反広告物除却のボランティア(しながわ景観美化隊)を募り、区長から委嘱を受けた違反広告物除却協力員が違反はり紙の除却活動を行っています。



*平成30年度予算額 5,168千円

道路不正使用等の指導件数および違反広告物の除却枚数

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
道路法等の 監察事務	商品せり出し(指導)	594	683	803	789	897
	路上生活者(指導)	0	0	0	0	0
	不法占拠等処理(指導)	48	51	76	109	79
	放置屋台(警告・撤去)	1	4	0	0	0
	その他 (指導・撤去) (カラーコーン)	170	501	511 (400)	358 (599)	269 (686)
屋外広告物 法等の取締り 事務	はり紙除却	51,566	52,952	57,624	49,857	56,256
	はり札・立看板・ 広告旗除却	11,090	13,185	12,464	14,438	14,750

4. 道路等の境界確定事務等（境界確定係）

品川区では、資料の電子化による効率化や、平成16年度から開始した地籍調査事業により、境界確定実績の向上に努めています。

1. 境界確定と道路区域決定事務

道路、公園等の境界および区域を明確に表示し、適正な管理を図ります。

平成30年度予算額 13,085千円

★根拠法令 品川区防災まちづくり部所管公有地境界確定事務取扱要綱
道路区域標示事務取扱要領

(1) 境界確定実績

(単位:件)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
民間等 申請 ³	道路	250	258	277	285	211
	公園	5	2	10	3	6
管理者 申請 ⁴	道路	14	10	7	10	4
	公園	0	2	2	0	1
年度別計		269	272	296	298	222

※ 区が所有している道路、公園等と隣接する土地との境界を定めます。

(2) 道路区域決定実績（道路法18条）

(単位:件)

年度別実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	17	13	16	9	13

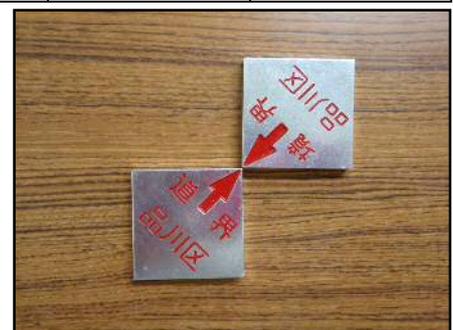
※ 道路法が適用される道路の範囲を定めます。

(3) 支障境界標申請

埋設されている品川区の境界標（杭・プレート）が工事等により移動する恐れがある場合、申請に基づき工事着手前に立会い、工事しゅん工後、申請者立会いのもと再度確認します。

(単位:件)

年度別実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	226	216	232	214	229



上の写真：境界、道路区域の標識

³ 民間等申請：土地所有者または公共事業の施行者による申請。

⁴ 管理者申請：道路、公園等の管理者による申請。

2. 地籍調査事業

平成 16 年度から、災害時の早期復旧やまちづくりに寄与するため、国・都の補助金を活用し地籍調査事業（*1）を開始しました。平成 29 年度は、豊町二丁目（立会）、二葉一丁目（測量・立会）、戸越四丁目（測量・立会）で街区調査（*2）を行いました。平成 30 年度は、南品川四丁目（測量・立会）、旗の台二丁目（測量・立会）で街区調査を行います。

平成 30 年度予算額 39,644 千円

★根拠法令 国土調査法、国土調査促進特別措置法

〈*1 地籍調査事業〉（国土調査法昭和 26 年法律 180 号）

地籍調査事業とは、一つ一つの土地について所有者・地番・地目・境界・面積の調査を行い「地籍図」「地籍簿」を作成する事業です。

地籍調査を行うことにより、土地の状況が正確に把握できるようになり、境界紛争等の防止・土地取引の円滑化・災害発生時の早期復旧・公共事業の円滑化等に役立ちます。

〈*2 街区調査〉

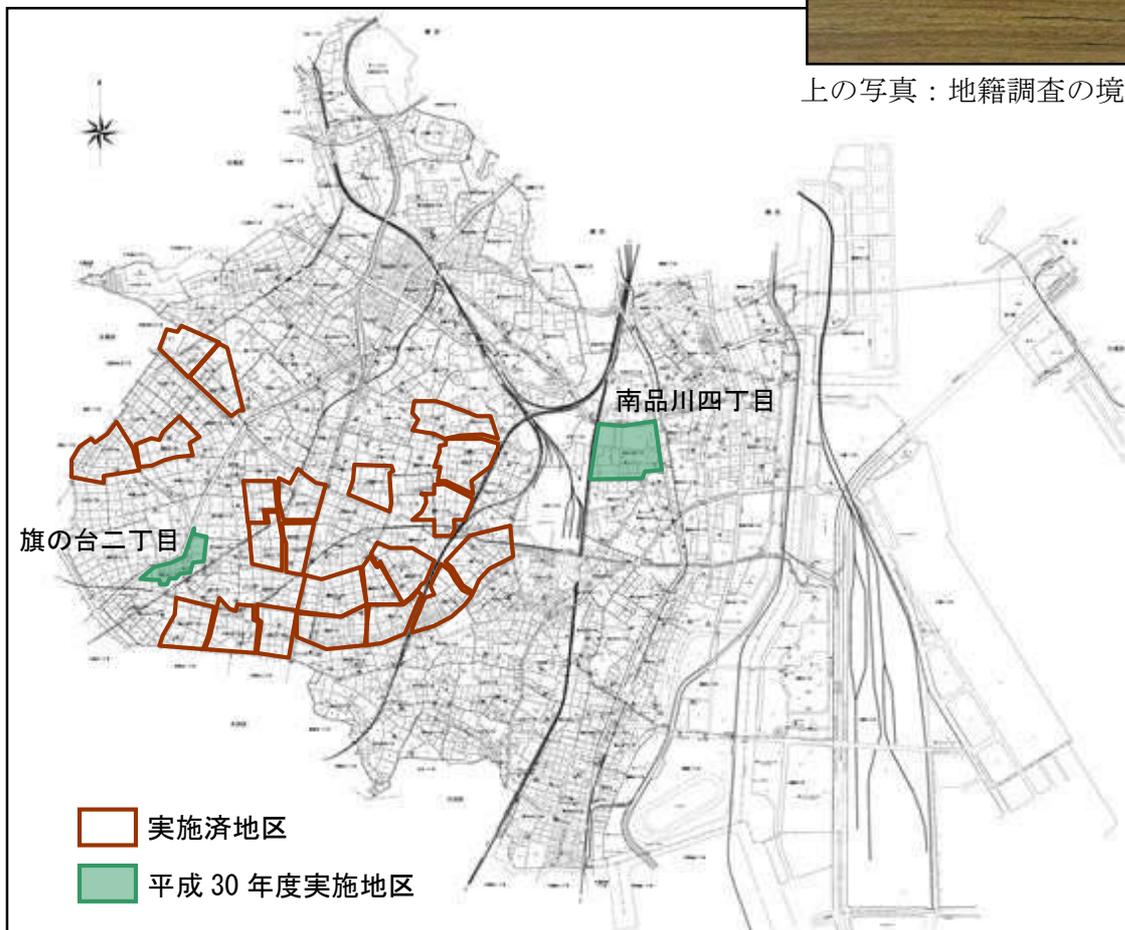
一つ一つの土地の調査に先行して、道路等（官有地）との境界を調査、測量するものです。



上の写真：境界立会い状況



上の写真：地籍調査の境界の標識



3. 公共基準点整備事業

公共基準点は、道路台帳の整備、境界測量、公共事業等の各種測量の基準として使用するために設置され、標識により示された点です。

★根拠法令 測量法第34条、国土調査法第3条

(1) 2級基準点

2級基準点は測量法に基づき、おおむね500m間隔でビルの屋上に46点、公園に2点設置しました。



上の写真：測量実施状況

(2) 3級基準点

3級基準点は測量法に基づき、おおむね200m間隔で道路・公園等の公共施設に310点設置しました。

(単位:点)

整備状況	平成3年度	平成4～15年度	平成16年度	計
2級基準点設置数	40	—	8	48
3級基準点設置数	—	242	68	310



上の写真：3級基準点
(2級基準点も同形状)

(3) 街区基準点

街区基準点は、国土交通省が地籍調査の基礎的データを整備する都市再生街区基本調査において、国土調査法に基づき設置した基準点です。

平成18年度に国土交通省から品川区に移管されました。

街区基準点の数 (単位:点)

街区三角点 ⁵	街区多角点 ⁶
8	42



上の写真：街区多角点

(4) 基準点管理

品川区では、公共基準点の設置にあたり、施設管理者から使用許可および占用許可を受け、基準点の保持を図っています。

また、基準点の成果を維持するため、現況調査および亡失箇所の復元を実施しています。

(5) 使用承認

基準点に関する成果品を閲覧、使用する場合は、品川区公共基準点運用基準に基づいて申請していただきます。

⁵ 街区三角点：街区基準点の種類で2級基準点相当の基準点。

⁶ 街区多角点：街区基準点の種類で3級基準点相当の基準点。

5. 道路占用等の事務・掘削調整（占用係）

道路を通行以外の目的で使用する（「道路占用」といいます）は、原則として禁止されています。しかし、電気・電話・上下水道・ガス等の施設や建築用足場など、区民の生活上必要不可欠なものの設置については、国道、都道、区道を管理するそれぞれの管理者が一定の基準により占用を認めています。

- ★根拠法令
- ・道路法・品川区道路占用料等徴収条例・品川区道路占用規則
 - ・都市公園法　・品川区立公園条例　・法定外公共物管理条例
 - ・河川法　・特別区における東京都の事務処理特例に関する条例

1. 道路占用等の許可・指導監督

区では、道路法に基づき申請のあった道路占用について、内容を審査し、道路交通への支障等を考慮し許可しています。

また、道路の掘削・復旧工事が伴う占用工事については、道路の保全を図ることから指導監督を行っています。

公園、河川、法定外公共物についても、法令に基づく道路と同様の占用制度があり、各々の基準に基づき占用許可を行っており、占用工事も含めて指導監督を行っています。

主な占用許可等の状況

（平成 29 年度実績）

種別	数量	種別	数量	種別	数量		
地下電線	324,031 m	埋設 管路類	NTT	788,710 m	公園占用	491 件	
架空線	1,010,231 m		その他	21,911 m	(内ロケーション等 215 件)		
			合計	1,631,582m	河川占用	238 件	
電柱	東電	8,658 本	電柱等 広告	添架	529 枚	法定外 公共物	170 件
	NTT	4,126 本		巻付	3,449 枚		
	合計	12,784 本					
埋設 管路類	ガス管	279,255 m	袖看板	1,125 個	掘削工事	大規模	273 件
	東電	541,706 m	足場等	1,069 m ²		小規模	1,989 件

*平成 30 年度予算額(歳出) 9,206 千円

*平成 30 年度予算額(歳入) 1,265,447 千円



(占用物件の例)

仮囲、危険防止施設

2. 道路工事調整協議会

道路工事には、道路管理者工事とガス管や水道管などを埋設するための占用工事とがあります。区では、不経済な道路の掘り返しや、工事による道路交通への影響を最小限にするために関係者との調整会議を年4回開催し、各種道路工事の調整を行なっています。

今年度の協議会開催予定

- ・ 6月 (第2四半期分道路工事調整協議会)
- ・ 9月 (第3四半期分道路工事調整協議会)
- ・ 12月 (第4四半期分および長期道路工事調整協議会)
- ・ 3月 (平成31年度年間分道路工事調整協議会)

3. 屋外広告物の許可

(1) 許可事務

屋外広告物は、都市の美観を維持し、区民への危害を予防するため、屋外広告物法と東京都条例により規制されています。対象となる広告塔、広告板、電柱利用広告等の許可事務等については、区が窓口となり、都の条例に基づいた事務の一部(設置・変更等の許可、手数料の徴収等)を行っています。



★根拠法令

- ・ 屋外広告物法
- ・ 東京都屋外広告物条例
- ・ 特別区における東京都の事務処理特例に関する条例

主な屋外広告物許可の推移

種別	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	広告塔	数量(基)	32	39	31	33
総数(基)		102	101	101	101	102
広告板	数量(基)	1,198	1,090	1,540	1,306	1,775
	総数(基)	2,484	2,710	3,181	3,529	4,067
電柱利用広告	数量(枚)	4,905	4,812	4,737	4,674	4,360
標識利用広告	数量(枚)	139	168	165	149	158
車体利用広告	数量(台)	1,507	1,404	1,679	1,213	1,957

(2) 屋外広告物等実態調査

屋外広告物等の適正な申請を促すとともに、公平な料金徴収の推進を図るため、区内の屋外広告物等について実態調査を進めています。平成 29 年度は、品川・大崎・八潮地区および大井地区の一部で調査を実施しました。今年度は、大井地区および荏原地区を対象に調査を実施します。

- ★根拠法令
- ・屋外広告物法
 - ・東京都屋外広告物条例
 - ・道路法

*平成 30 年度予算額 17,979 千円

4. 道路工事の施行承認許可・指導監督

道路管理者以外の者が道路工事を行う場合は、道路管理者の承認を得て行うこととなっています。車庫を新たに設けるための切下げ工事や、支障となるガードパイプ撤去等の工事に要する費用については、申請者が費用負担し、区の指導監督のもと必要な道路工事を行なっています。



- ★根拠法令
- ・道路法(第 24 条等)

<承認工事の例>

- ・車庫を設けるため、支障となる防護柵の撤去および歩道の切り下げ工事
- ・建築工事等に伴い、道路に影響を与えた箇所への補修工事

道路工事施行承認申請実績

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数	205	203	197	170	221

5. 沿道掘削工事の審査・指導監督

品川区は、区が管理する道路の全ての沿道を「沿道区域」に指定しています。

この沿道区域で、建築工事等に伴う一定規模以上の掘削工事が行われる場合は、道路の構造に与える損害や、交通に与える危険を予防するため、沿道区域の土地等の管理者に、沿道掘削届の提出を求めています。

区では、この届出に基づき、土留め構造等について審査し、当該管理者に対して指導監督を行っています。

- ★根拠法令
- ・道路法 (第 44 条等)
 - ・品川区沿道区域指定の基準に関する条例



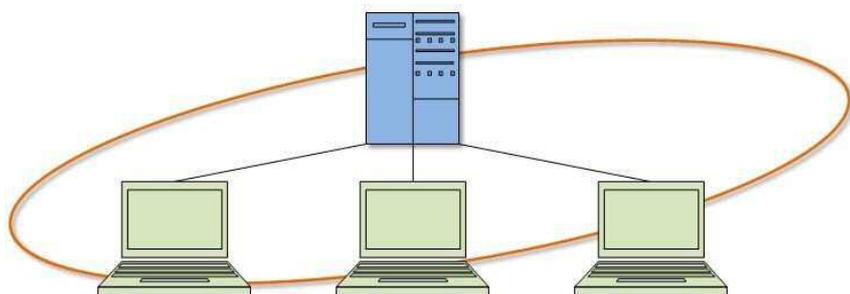
沿道掘削届実績

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数	91	70	69	87	104

6. 道路管理システムによる効率的な業務推進

区内では、占用企業者等による道路工事が数多く実施されています。そのため、区では、一般財団法人道路管理センターが構築・運営している道路管理システムや電線共同溝システムを用いて、道路の占用工事等にかかわる業務や占用物件の管理を行っています。

これらのシステムを利用することにより、道路の占用許可や道路工事調整等を、迅速かつ効率的に実施できる体制を構築しています。



6. 放置自転車対策事業（自転車対策係）

駅周辺の広場や道路等に、通勤、通学、買い物等に利用する自転車やバイクが無秩序に放置され、全国的な社会問題となっています。区においても、駅周辺に1,276台/日（平成29年10月調査）の自転車等が放置されており、歩行者への通行妨害、災害時の緊急活動の阻害、道路機能の低下、都市環境の悪化等の要因となっています。



（道路における放置状況）

そのため区では、自転車等駐車場の整備や放置自転車等の撤去・保管・返還等の事業を実施しています。



（西大井駅自転車等駐車場増設箇所）



（放置自転車等撤去状況）

★根拠法令

- ・ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・ 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例

* 平成30年度予算 443,524千円

1. 自転車等の放置防止対策

区では、自転車等駐車場を設置した駅周辺地域を放置禁止区域に指定し、放置された自転車等については、指導・警告あるいは撤去を行い、放置自転車等の解消に努めています。

区営自転車等駐車場については、平成 13 年度から再整備・有料化を進め、現在、区内 18 駅に 26 箇所設置しています。

自転車等駐車場は、駅周辺での適地の確保が困難な状況にありますが、今後とも国、都、鉄道事業者等に用地提供及び設置を強く働きかけます。一方、区民には自転車等駐車場の利用を呼びかけるほか、放置防止のための指導や啓発活動なども継続して推進していきます。

区内の自転車等駐車場における収容可能台数 単位：台数 () は箇所数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
区 営	8,646 (26)	8,646 (26)	8,646 (26)	8,646 (26)	8,833 (26)
民 営	6,675 (37)	6,681 (36)	6,545 (36)	6,545 (36)	6,766 (37)
計	15,321 (63)	15,327 (62)	15,191 (62)	15,191 (62)	15,599 (63)

2. 自転車等の保管・返還

区では、八潮北保管所（昭和 61 年 9 月 1 日開設）および不動前保管所（平成 15 年 10 月 1 日開設）において撤去した自転車等の保管・返還業務を行っています。返還業務の利便性・効率性向上のため庁舎と保管所をオンラインで結ぶ撤去自転車管理システムを稼働させているほか、保管所の業務時間も年末年始を除く毎日午前 10 時～午後 7 時に設定しています。

撤去台数と撤去後の措置状況の推移 (単位:台)

	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	自転車	バイク	計	自転車	バイク	計	自転車	バイク	計
撤 去	17,505	206	17,711	14,237	152	14,389	12,827	125	12,952
返 還	10,962	118	11,080	9,038	86	9,124	8,201	65	8,266
処 分	5,939	94	6,033	4,755	85	4,840	4,060	63	4,123
リサイクル	757	0	757	613	0	613	582	0	582

	平成 28 年度			平成 29 年度		
	自転車	バイク	計	自転車	バイク	計
撤 去	12,082	84	12,166	10,850	107	10,957
返 還	7,961	50	8,011	7,178	63	7,241
処 分	3,306	33	3,339	3,346	38	3,384
リサイクル	502	0	502	425	0	425

撤去自転車等に対する返還の推移

(単位：%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
返還率	62.6	63.5	63.8	65.8	66.1

<保管所>

八潮北保管所 品川区八潮 1 丁目 3 番 1 号 TEL03-3790-8820

不動前保管所 品川区西五反田 3 丁目 11 番 14 号 TEL03-5436-8885

返 還 日 毎日 (年末年始を除く)

業 務 時 間 午前 10 時 ～ 午後 7 時

保 管 料 自転車 3,000 円 バイク 5,000 円

3. リサイクル事業

区では、撤去自転車を再生自転車として区民に販売する団体（ふれあい作業所、東京都自転車商協同組合品川・荏原支部）や国内外への供与など、広範囲にリサイクルを実施しています。

撤去自転車に対するリサイクル自転車の割合・内訳

(単位：台)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
リサイクル率	4.3	4.3	4.5	4.2	3.9
区内リサイクル分	757	593	582	457	425
国内外供与分	0	20	0	45	0
計	757	613	582	502	425

※ 平成 23 年 6 月に東日本大震災支援で岩手県宮古市に 60 台を供与しました。

※ 平成 24 年 10 月に東日本大震災支援で福島県富岡町に 10 台を供与しました。

※ 平成 26 年 10 月にチリ領イースター島支援で国際 NGO ピースボートに 20 台を供与しました。

※ 平成 28 年 4 月に黒田電気（株）からの要請に基づき、タイの学校に 45 台供与しました。

道

路

課

1. 道路等の維持管理

道路のうち、区道として認定された路線は条例に定められた幅員・構造などの基準に従い、区が管理を行います。

★根拠・法令 道路法、河川法、区条例¹

1. 路面維持管理費（道路維持担当<維持>）

* 平成30年度予算額 668,905千円

(1) 路面の維持管理

区道を常に良好な状態に保ち、安全で円滑な交通を確保するため、路面の維持補修および清掃作業等を行っています。また平日の巡回点検に加え、区役所閉庁時（土日祝日等）にも巡回点検を行っています。

【主な作業内容】

- ① 小規模な路面のひび割れ、段差等の維持修繕
- ② 側溝²・柵の維持修繕、^{しゅんせつ}浚渫³ ③ 路面の清掃

<側溝の修繕（水たまりの解消）>



(2) 街路樹等の維持管理

道路環境の整備と街の緑化を推進するために、街路樹や植樹帯を配置し、適時、剪定・除草・支柱取替および害虫防除等を行っています。

2. 品川区水辺千本桜計画（道路維持担当<維持>）

* 平成30年度予算額 18,500千円

目黒川をはじめとした水辺を中心として、水辺空間の魅力アップ・にぎわいを創出していくため、「品川区水辺千本桜計画」を策定していきます。平成30年度は目黒川下流に桜を37本植樹する予定です。



¹ 品川区道路の構造の技術的基準に関する条例、品川区道路標識の寸法に関する条例、品川区道路の移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例。

² 道路の端にあり、道路の雨水を集め、下水道管とつながっている柵へと誘導するもの。

³ 柵や管などを掃除し、ゴミや泥などを排除すること。

3. ICT¹を活用した道路点検システム（道路維持担当<維持>）

道路に損傷等が無いか把握するため、日々、巡回点検を行っております。平成 29 年度より、点検車両にスマートフォンを取り付け、加速度センサーやGPS機能を使い路面の段差等を検知するシステムを新たに導入しました。検知データをリアルタイムに確認することで、さらなる路面損傷等の発見につなげております。

平成 30 年度は、新たに点検車両にビデオカメラを搭載し、撮影データをもとに画像解析を行うことで、路面のひび割れ等を検知し、より効果的な点検を実施していきます。

* 平成 30 年度予算額 9, 8 9 2 千円

4. デザインマンホール蓋設置等（道路維持担当<工事>）

下水道事業のPRやしながわ観光の魅力発信につなげるため、しながわ観光大使“シナモロール”のデザインを取り入れたマンホール蓋を整備するとともに、マンホールカードを製作し、配布していく予定です。

また、東京 2020 大会を契機として、区内を訪れる観光客等へ周辺の観光スポット等を案内するため、道しるべとなる絵タイルを歩道上に設置していきます。平成 30 年度は、3カ所に設置する予定です。



デザインマンホール蓋イメージ

©2001, 2018 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. G590316

* 平成 30 年度予算額 8 9 5 千円

5. 交通安全施設(防護柵、反射鏡、道路標識等)の維持修繕（道路維持担当<安全>）

全ての区民を交通事故から守るとともに、車両等の運転者に対しても安全で安心な道路環境を確保するため、防護柵（ガードレールなど）²、反射鏡（カーブミラー）³、道路標識、区画線、ゾーン 30 路面表示、スクールゾーンカラー表示⁴等を適正に管理しています。

* 平成 30 年度予算額 7, 5 0 4 千円

1 (ICT) Information and Technology の略で、情報通信や情報処理の分野にかかわる技術の総称

2（ガードレールなど）歩行者や道路沿いの建物を保護し、歩行者・自転車のみだりな横断を抑制する目的で設置された鏡

3（カーブミラー）交差点において、建物などにより死角となる方向の道路の様子を手前から見えるように設置された鏡

4 小学校の通学路において、登校時（7:30～8:30）の安全確保のために車両の進入禁止規制をしているエリアの入口部分の路面に設置している法定外標示

2. 路面改良事業

人や車が、日々、安全で快適に利用できるようするため、舗装や側溝の改修および地球温暖化防止対策などを行っています。

★根拠・法令 道路法

1. 路面等改良費（道路維持担当〈工事〉）

（1）路面・側溝改良工事

車両通行による振動・騒音の軽減、また、車両の走行の安全性、快適性を確保するため、老朽化した道路の舗装の打替えや側溝改修を計画的に実施しています。

本年度は、路面改良 5,000 m²、側溝改良 1,000 m を行います。

（2）掘さく道路復旧工事

区が道路改修工事を予定している路線で、各占用企業者に先行して工事を行わせ、仮舗装をしてもらいます。その後、本復旧工事を区が受託し、道路改修工事に併せて施工します。

（3）人孔蓋枠等整備工事

区道改修工事等の際、東京都下水道局から人孔蓋枠¹等の高さ調整および導水管補修²工事を受託し、道路改修工事と一体的に施工します。これにより工期を短縮し、沿道への影響を少なくすることができます。

* 平成30年度予算額 350,200千円

2. 雨水流出抑制費（道路維持担当〈工事〉）

治水対策として歩道の透水性を高めるとともに雨水浸透柵³を設置し、雨水を地下に浸透させ、雨水が短時間に下水道管や河川に流れ出ることを抑制して都市型水害⁴の軽減を図ります。平成29年度末までの整備個数は、4,766個です。

本年度は、雨水浸透柵20個を設置する予定です。

* 平成30年度予算額 15,120千円



浸透柵設置状況

<雨水浸透柵設置数年度別実績>

(単位:個)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置数	18	13	17	20	11

¹ 地下にある下水道管を管理するため、作業員が地上から出入りするように地面に設置した蓋とその枠。
² 下水を流すため、陶器や塩化ビニール等で作られた管。区の工事では主に塩化ビニール製を使用する。
³ 雨どい等から流入する雨水を受け、側面や底面の孔(あな)から、雨水を地中へ浸透させる構造の柵(ます)。
⁴ 大都市に発生する特有の水害で、街がアスファルトやコンクリートに覆われているため、降った雨が地下にある下水道管を管理するため、作業員が地上から出入りするように地面に設置した蓋とその枠。

3. 涼のみち整備費（道路維持担当〈工事〉）

地球温暖化防止対策の一環として環境に配慮した舗装¹を整備しています。
本年度は立会道路に 900 m²の遮熱性舗装を実施します。

* 平成30年度予算額 16,330千円

<涼のみち整備年度別実績> (単位: m²)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
整備面積	724	2,416	—	1,426	1,250

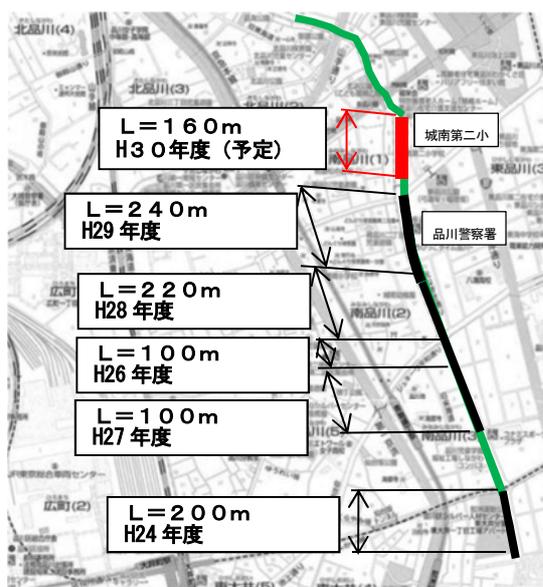
4. 水とみどりのみち整備事業（道路建設担当）

(1) ハツ山、元なぎさ通り整備

「新・水とみどりのネットワーク構想」の目標である「水とみどりがつなぐまち」の実現に向け、ハツ山通りおよび元なぎさ通りにおいて、視認性を低下させる街路樹が多いといった課題の改善に取り組んでいます。また、併せて歩道と車道の段差のバリアフリー化も図ります。平成29年度は元なぎさ通りにおいて240mの道路整備工事を行いました。

平成30年度は、品川警察署交差点付近の約160mの整備を行います。

* 平成30年度予算額 72,500千円



位置図

(2) 立会川緑道整備



位置図

【対象範囲】

中延五丁目8番先～中延六丁目4番先

* 平成30年度予算額 6,800千円

¹ 表面に近赤外線を反射させる遮熱性塗装を施し、蓄熱を抑えて路面温度を低減させる舗装。

3. 道路バリアフリー事業

福祉のまちづくりの一環として、誰もが安心して安全に通行できるよう歩道や側溝の段差改善、視覚障害者誘導用ブロック等の設置を行い、歩行環境の向上を図っています。

★根拠・法令 道路法・区条例¹

1. バリアフリー工事(道路維持担当<工事>)

- ・側溝段差解消 40箇所 歩道平坦化 10ヶ所
- ・視覚障害者誘導用ブロック設置 100m
- ・八潮団地内区道歩道拡幅整備工事 350m
- ・歩道整備工事(段差改善) 160m

2. 面的バリアフリー工事(道路建設担当・道路維持担当<工事>)

- ・大井町駅周辺バリアフリー工事 (ゼームス坂通り) 270m
- ・旗の台駅周辺バリアフリー工事 (誘導ブロック設置) 150m

* 平成30年度予算額 342,799千円

<バリアフリー工事年度別実績>

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
側溝段差解消	25箇所	10箇所	18箇所	9箇所	13箇所
歩道平坦化	25箇所	49箇所	33箇所	22箇所	28箇所
視覚障害者誘導ブロック設置	154m	204.6m	228.9m	184.7m	343.8m



大井町駅周辺バリアフリー工事



八潮団地内区道歩道拡幅整備工事

¹ 品川区道路の構造の技術的基準に関する条例

品川区道路の移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例

4. 交通安全施設整備

交通事故を防止するための防護柵（ガードレールなど）、反射鏡（カーブミラー）などの交通安全施設を適正に設置します。

★根拠・法令

道路法、区条例¹

1. 交通安全施設（防護柵、反射鏡、道路標識等）の整備（道路維持担当＜安全＞）

防護柵（ガードレールなど）、反射鏡（カーブミラー）道路標識、区画線等の交通安全施設は、道路本体の機能を補完するものです。また、路側帯等のカラー標示を行うことで、さらなる交通環境の向上を図っています。

本年度は、交通安全施設の整備に加え、2路線の自転車推奨ルート²の整備を行います。また、道路標識や照明施設といった小型附属物の点検を行います。

さらに、道路案内標識については、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、会場周辺部をはじめ区内道路案内標識の英語併記化整備を計画的に行います。



* 平成30年度予算額 108,900千円

2. 交差点改良（道路維持担当＜安全＞）

交通事故が多発している交差点を中心に、夜間高視認性舗装²（キララ舗装）工事、すべり止め舗装³工事、自発光式のブロック⁴設置などの安全対策を行います。

* 平成30年度予算額 16,900千円（20箇所）



<交差点改良年度別実績>

（単位：箇所）

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
整備数	14	16	11	9	14

¹ 品川区道路の構造の技術的基準に関する条例、品川区道路標識の寸法に関する条例、品川区道路の移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例。

² 夜間に車のヘッドライト等により反射する材料を混入した舗装

³ すべりにくくするための微細な材料を混入した舗装

⁴ 太陽電池により、夜間赤色に点滅するブロック

5. 橋 梁 改 修 事 業

★根拠・法令 道路法、河川法、港湾法

1. 橋梁改修事業（工務係）

区は、平成 22 年 4 月に策定した「橋梁長寿命化修繕計画¹」を平成 27 年度に更新し、その計画に基づいて、きめ細かな点検と先を見通した修繕工事を行います。

平成 30 年度は、8 橋の補修工事と 1 橋の撤去工事を実施するとともに、60 橋を対象に点検・診断を実施します。

* 平成 30 年度予算額 908,765 千円

【 橋梁改修事業年度別実績 】 (単位：橋)

年度 項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
補修工事	3	0	4	1	3
耐震工事	—	—	2	3	4

注：補修工事と耐震工事が同時期に施工している場合はそれぞれに計上

(1) 橋梁長寿命化の推進

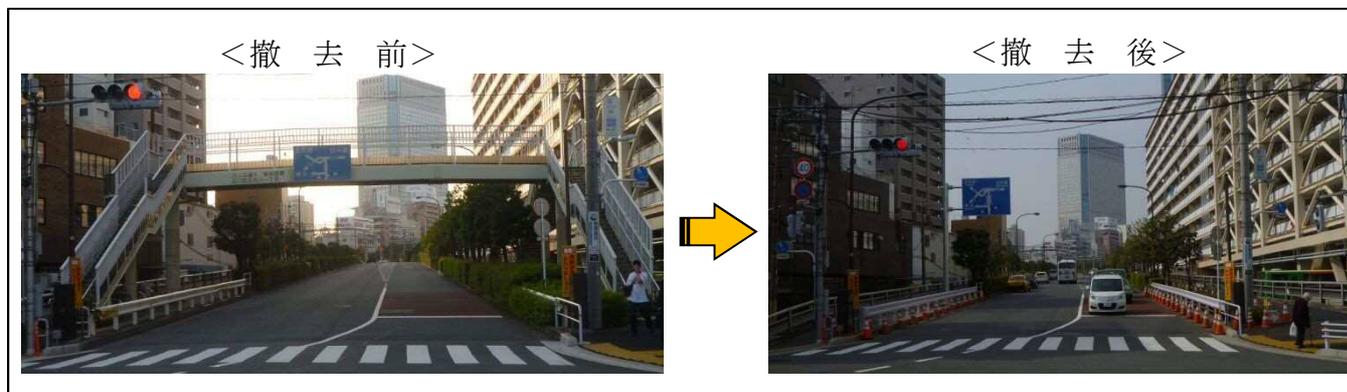
「橋梁長寿命化修繕計画」を基に対象橋梁の補修工事を実施します。

・ 施工事例

【アイル橋】・・・補修工事（橋の下面補修）



【栄歩道橋】・・・撤去工事



¹ 当初設定されていた設計耐用年数を、効率的・効果的な対策を行うことで延命させること。

平成 30 年度主な工事箇所
補修工事



本村橋



浜川橋



旗の台一の橋

撤去工事



上神明歩道橋

6. 橋 梁 等 の 維 持 管 理

★根拠・法令 道路法、河川法

1. 橋梁等の維持管理（工務係・道路維持担当＜維持＞・電気設備係）

河川等に架かる橋や横断歩道橋等の橋面¹舗装・橋桁²塗装・高欄³の維持補修を行います。また、バリアフリーを推進するために設置した大森駅歩道橋エスカレーター、大崎駅東口・西口・新西口・八潮橋・西五反田・百反歩道橋にある各エレベーターの日常点検や運行管理を行っています。

*平成30年度予算額 46,050千円

【百反歩道橋エレベーター】



¹ 橋の表面で、人や車などが通行するところ。

² 橋の横側や裏側などの部分。橋をさびや腐食から守るために表面は塗装されており、劣化への対策として、一定期間で塗装をやり直す必要がある。

³ 橋を渡る人や車が、下に落ちないようにするための柵や手すり。欄干。

7. 道路整備事業

★根拠・法令 道路法、都市計画法、電線共同溝の整備等に関する特別措置法

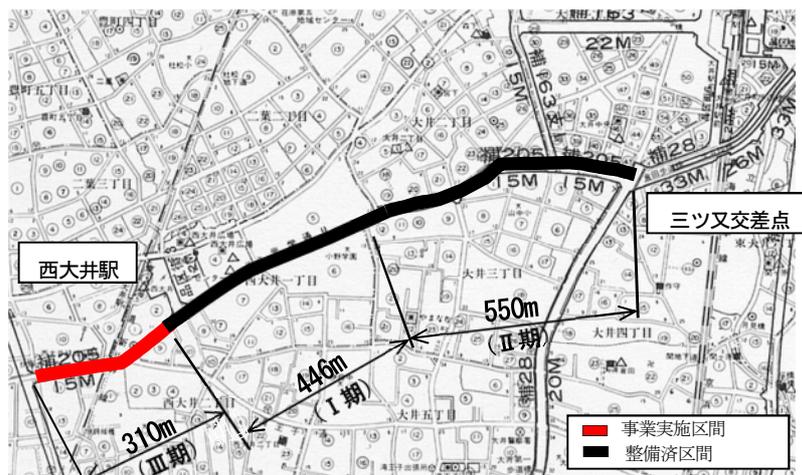
1. 都市計画道路事業（道路建設担当・用地担当）

(1) 補助205号線整備事業

補助205号線は、区を中心核である大井町駅周辺と西大井地区を結ぶ横断軸道路として整備を進めるとともに、沿道地域の都市基盤の整備、交通安全、防災対策の向上を図るための地区幹線道路としても整備を進めています。

平成30年度は、未整備区間（Ⅲ期）の整備に向けて、関係機関と協議を行っていきます。

＊平成30年度予算額 14,023千円



(2) 補助163号線整備事業

補助163号線は、五反田・大崎・大井町を結ぶ区の重要な都市軸道路として、また現在整備が進められている補助26号線の開通により予想される大井町駅周辺の交通渋滞の解決策として、その整備は急務の課題となっています。既に、環状6号線から百反通りまでのⅠ期区間とJR大井町駅前および26号線から205号線までの区間は、整備が完了しています。平成30年度はⅢ期区間約1,020mのうち、二葉一丁目から広町二丁目の区役所前65mの区間の高架橋架替工事を引き続き進めるとともに、電線共同溝の詳細設計や庁舎敷地の影響範囲の修繕工事を予定しています。

また、大崎支線（品鶴線）交差部について調査設計を行い、事業認可取得に向けた検討を行います。西品川一丁目区間については、市街地再開発事業で整備を行っていきます。

＊平成30年度予算額 1,085,091千円



2. オリンピック・パラリンピック施設周辺等無電柱化事業（道路建設担当）

平成 32 年度に開催されるオリンピック・パラリンピックの競技会場となる大井ふ頭中央海浜公園周辺で、無電柱化やバリアフリー化(勝島歩道橋エレベーター整備, 歩道勾配改善, 視覚障害者誘導タイル設置等)などの環境整備を行います。

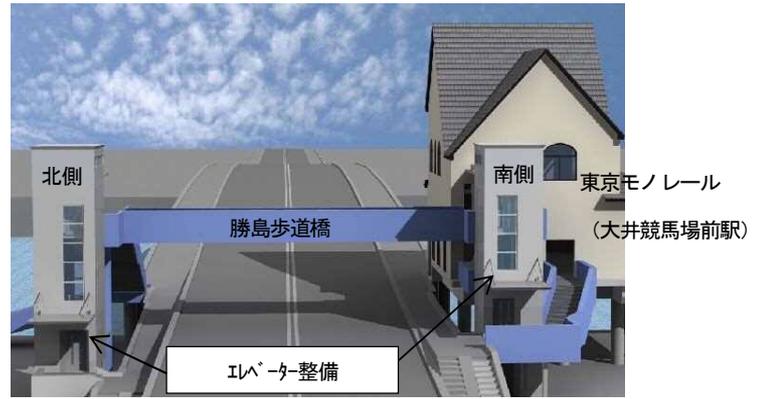
平成 29 年度は、大井ふ頭中央海浜公園から大井競馬場までの区間について電線共同溝引込・連系管工事を実施しました。平成 30 年度から 31 年度にかけて、道路整備工事を行うとともに、勝島歩道橋南側エレベーターを整備してまいります。

*平成30年度予算額 1,081,114千円

勝島歩道橋エレベーター整備



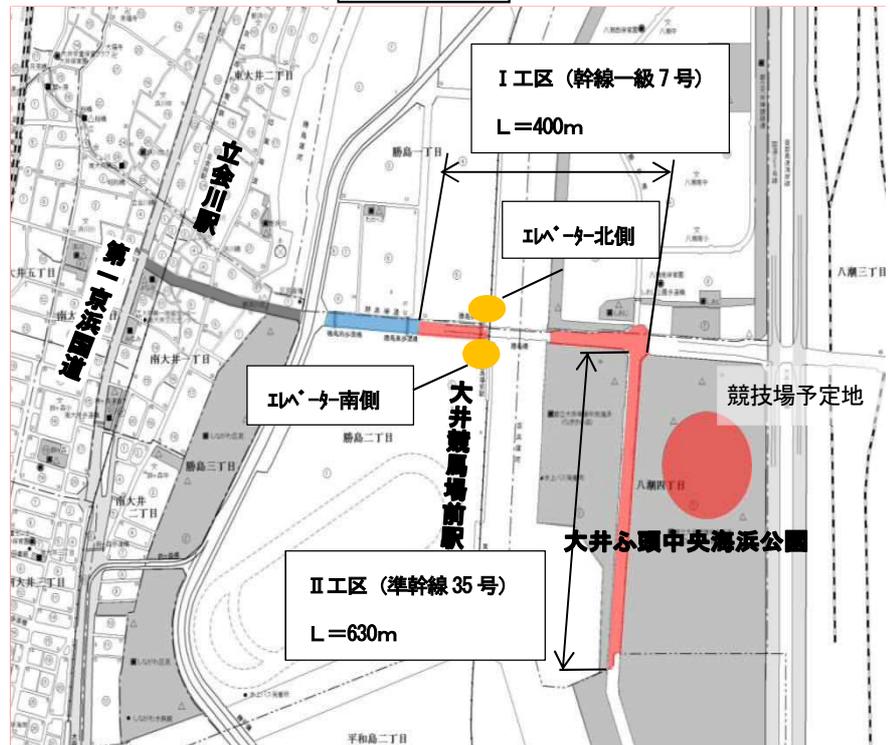
(現況)



(完成イメージ)

位置図

- 道路整備路線
(延長 1,030m)
- エレベーター整備箇所
- 無電柱化整備済路線



8. 電気設備等の設置管理

★根拠・法令 道路法、電気事業法

1. 街路灯、私道防犯灯の維持管理（電気設備係）

区が管理する街路灯（橋梁灯、歩道橋灯含む）および私道防犯灯が、安定して機能するよう、ランプ類の取替え、小破修理等の維持管理を行っています。

＜街路灯維持管理年度別管理基数＞ (単位：基)

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
管理総数	18,907	18,981	18,930	18,855	18,812
街路灯等	13,485	13,567	13,525	13,469	13,449
私道防犯灯	5,422	5,414	5,405	5,386	5,363

(各年度末現在)

*平成30年度予算額 166,023千円

2. 街路灯建替事業（電気設備係）

老朽化した街路灯の建替に合わせて、地球環境保全の立場からLED型街路灯に建て替えていきます。平成30年度は1,704基の建て替えを行います。

＜街路灯建替年度別実績＞ (単位：基)

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
建替数	525	535	1,464	1,457	1,809

(各年度末現在)

*平成30年度予算額 247,500千円



LED型街路灯

3. 災害時消えない街路灯整備事業（電気設備係）

災害時に停電が発生した場合でも、バッテリーにより3日間の夜間点灯が可能となる街路灯を整備し、避難者の安全確保と学校等避難所への誘導を図ります。

平成30年度 50基整備予定

*平成30年度予算額 65,600千円



公

園

課

1. 水とみどりの基本計画・行動計画¹

★根拠・法令

品川区みどりの条例、都市緑地法

1 計画の目標と基本方針

(1) 将来像

これまで行ってきた緑地や水辺の整備を継承しつつ、生涯教育や生態系の保護、防災などの方向を充実させ、行政が中心となって進めてきたことを、多様な担い手が、多様な手法で進めていくことを基本的な考え方とし、「水とみどりがつなぐまち」を将来像に掲げています。

将来像：水とみどりがつなぐまち

将来像のイメージ

- ・ 区内の4分の1がみどりで覆われています
- ・ 人と生き物でにぎわう水辺が復活しています

(2) 基本方針

- ・ 方針1：区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる
- ・ 方針2：水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる
- ・ 方針3：品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす
- ・ 方針4：区民と行政が一丸となって水とみどりを育む

(3) 計画の目標

目指す将来像に向けて、取組みの成果を総合的に評価するため、計画期間（平成33年まで）の水辺およびみどりの目標を、次のように設定しました。

■みどりに関する目標

みどり率を22.6%とする

(H26 現在 21.4%) ※

■水辺に関する目標

水辺に親しめる空間を

5箇所以上整備・開放する

※平成26年度に行った緑の実態調査の結果より

平成28年度にPDCAサイクルにより計画の進捗状況を確認し、事業点検を行い行動計画の見直しを行いました。

¹ 平成24年6月策定

2. 緑化の推進（みどり豊かなまちづくり）

★根拠・法令

品川区みどりの条例、品川区緑豊かな街なみづくり助成要綱、
品川区屋上緑化等助成要綱、品川区みどりと花のボランティア実施要綱、
品川区マイガーデン設置要綱

1 区民のみどりづくり支援

（1）緑化啓発普及事業（みどりの係・公園維持担当）

①園芸講座

緑化の啓発・普及を図るため、花苗の寄せ植えなどの園芸講座を開催します。

1回 50名 × 2回開催

また、「品川区環境情報活動センター」を活用した園芸講座を開催します。

年間 2回開催

*平成30年度予算額 489千円

②みどりのモデル地区

地域緑化の一層の推進を図るため、町会・自治会を単位として「みどりのモデル地区」を指定し、住民の自主的緑化活動を支援します。

* 八潮パークタウン潮路南第二ハイツ自治会（平成30年4月1日指定）

*平成30年度予算額 1,367千円

③緑化指導認定事務

「品川区みどりの条例」に基づき、面積 300 m²以上ある敷地に建築行為等を行おうとする者に対して、緑化計画書の提出を義務付け、緑化について指導することで、区内の緑を確保していきます。

また、優れた緑化が行われた物件に対して「品川区緑化大賞」、「品川区緑化賞」を贈り顕彰することにより、区民ならびに事業者の緑化に対する意識の向上を図ります。



緑化大賞〔平成29年度受賞物件〕

<緑化計画書認定実績>

年度	25	26	27	28	29
認定件数（件）	100	82	110	112	103
接道部緑化 認定延長（m）	3,998	4,885	5,346	6,121	5,458
敷地内緑化 認定面積（㎡）	32,007	81,040	70,116	124,016	143,846
屋上緑化等 認定面積（㎡）	7,686	6,092	9,499	5,744	4,632

*平成30年度予算額 1,108千円

④街なみ緑化助成事業

・生垣助成（品川区緑豊かな街なみづくり助成要綱）

ブロック塀や万年塀等、倒壊の危険のある塀を生垣に変えるための造成費用の一部を助成するなど、道路に接する民有地の緑化を推進し、みどり豊かな美しい街なみづくりを推進します。



<生垣助成実績>

年度	25	26	27	28	29
助成件数（件）	5	6	3	1	4
緑化延長（m）	30.1	38.2	37.8	10.2	23.5

・防災緑化助成（品川区緑豊かな街なみづくり助成要綱）

災害の危険度が高い地区のうち、区が指定した地区においては、震災時にブロック塀が倒壊して避難路がふさがれることを防ぐため、ブロック塀を撤去し生垣に変える工事費用について、前記生垣助成事業を上回る助成を行います。また、生垣助成では対象にならない4m未満の路地では、プランター植栽への設置費用について助成します。

<防災緑化助成実績>

年度	27	28	29
助成件数（件）	0	4	2
緑化延長（m）	0	52.4	19.5

・ **屋上緑化等助成（品川区屋上緑化等助成要綱）**

既存建物や新築建物の屋上等を緑化する方に、工事費用の一部を助成します。（緑化計画書の提出が求められている物件については、基準を上まわった部分が助成対象となります）



＜屋上緑化等助成実績＞

年度	25	26	27	28	29
助成件数（件）	4	2	2	3	3
緑化面積（㎡）	71	29	30	21	11

*平成30年度予算額 4,985千円

⑤ **みどりのボランティア支援（品川区みどりと花のボランティア実施要綱）**

区が管理する花壇の花苗の植付けや管理、公園・道路の清掃などについてボランティア活動をしていただいている地域の方々を支援し、区民の手による緑化と花のあるまちづくりを後押ししています。



＜みどりと花のボランティア登録団体数等＞

年度	25	26	27	28	29
登録団体（団体数）	152	165	165	169	164
登録者数（人）	1,373	1,545	1,434	1,449	1,401

*平成30年度予算額 14,245千円

(2) **みどりとふれあう場所づくり（公園維持担当）**

① **マイガーデンの運営（品川区マイガーデン設置要綱）**

区民の方々が土に触れ、野菜等の収穫を楽しみながら緑化を進めるマイガーデン（区民農園）の運営を行っています。



<マイガーデン南大井の応募状況>

年度	26	27	28	29	30
区画数(区画)	32	32	32	32	32
応募倍率(倍)	2.3	1.9	2.7	2.8	3.1

- ・利用期間：4月から翌年2月の11カ月
- ・利用料：2,000円/月

*平成30年度予算額 591千円

(3) みどりの保全・育成の支援(みどりの係)

①樹木の保存事業

緑を守る施策の一環として「品川区みどりの条例」の規定に基づき、区内に残された数少ない大木および樹林を保護するため、所有者の同意を得て保存樹木に指定し、基本剪定や害虫駆除など維持管理の一部を区が実施しています。

また、区が指定した保存樹木の枝折れ、落下等により事故が発生し、所有者が法律上の賠償責任を負った場合に備えて保険にも加入しています。

* 保存樹木等の指定基準

- ・樹木 地上1.5mの高さにおける幹回りが、1.2m以上の立木
- ・樹林 樹林の面積が300㎡以上あるもので、保存樹木の基準に該当する樹木を1本以上含むもの
- ・生垣 高さが0.9m以上で、その長さが30m以上あるもの



<保存樹と保存樹林の指定数>

年度	25	26	27	28	29
保存樹(本)	303	305	306	301	275
保存 樹林	(箇所) 15	15	16	16	21
	(㎡) 47,680	47,680	49,540	49,540	89,316

*平成30年度予算額 62,342千円

②緑化相談

庭木やベランダの鉢植えなど植物に関する相談を行っています。

(4) 公共のみどり保全(みどりの係)

①区有施設植栽管理

区有施設の樹木の健全な発育とみどりを良好な状態に維持するため、剪定、施肥、害虫駆除等の樹木管理を行います。

*平成30年度予算額 15,797千円

②街角花壇維持管理

うるおいや、やすらぎのある街なみを創造するため、多くの区民が行き交う街角に、花壇を設置（18か所）し、四季折々の花を植えています。



*平成30年度予算額 4,965千円

3. 公園・児童遊園等整備事業

★根拠・法令

都市公園法、品川区立公園条例、品川区児童遊園の設置および管理に関する条例



八潮北公園スケートボード場〔平成29年度改修〕

1 公園・児童遊園の新設、改修等（公園建設担当）

品川区長期基本計画に示す都市像「次代につなぐ環境都市」の実現のため、住民のレクリエーションや憩いの場、子どもがのびのびと安全に成長できる場、防災の拠点、生物の生育の場、生き物とのふれあいの場などとしての機能を高め、特色ある公園の整備を進めます。また、身近で親しみのある公園の充実を図るため、多様な手法を活用し、地域住民のライフスタイルに応じた公園機能の更新や、区民のニーズを反映した公園づくりを目指します。

なお、今年度の新設事業はありません。

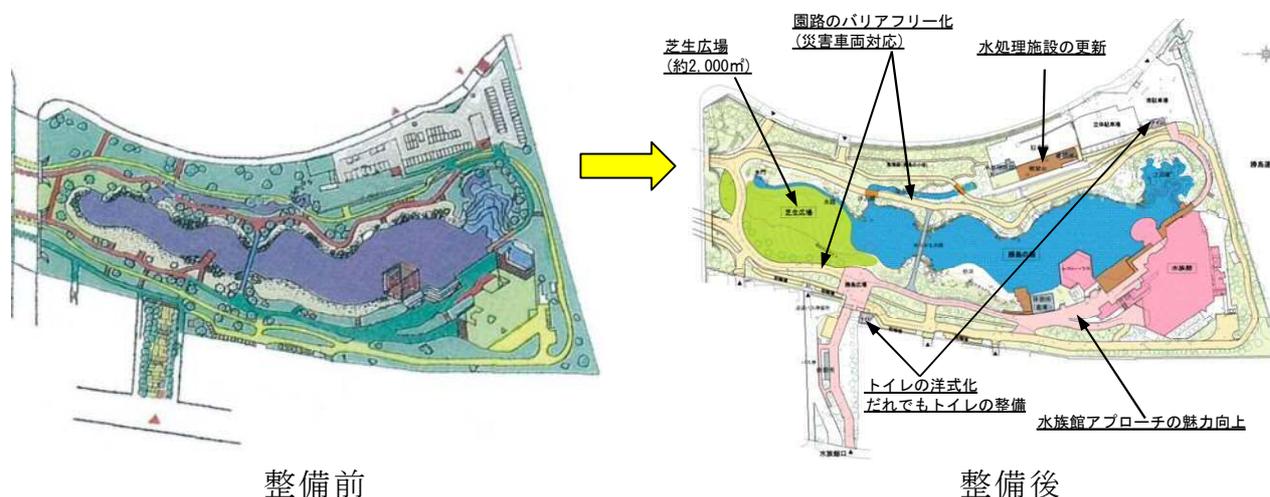
公園等の施工実績

年度	25	26	27	28	29
新設面積 (㎡)	12,565	536	2,392	7,613	188
改修面積 (㎡)	382	914	10,251	29,747	32,545

(1) 改修事業

・しながわ区民公園南側ゾーン整備（改修工事）

しながわ区民公園は開園から約30年が経過し、施設の老朽化・多様な利用ニーズへの対応などの課題に対応するため、段階的に再整備しています。平成30年度からは南側ゾーンを、老朽化した施設の更新、バリアフリー対応、水族館アプローチ部の魅力向上、防災機能の強化等を目的として整備します。



- ・東品川海上公園拡張整備（用地買収・整備工事）
- ・浜川公園改修（改修工事）
- ・大井水神公園改修（改修工事）
- ・かむろ坂公園改修（改修工事）
- ・天王洲公園（管理事務所増改築工事）
- ・小山台東公園（基本・実施設計）
- ・東大井公園（基本・実施設計）
- ・大井中央公園（基本・実施設計）
- ・戸越公園（北側基本設計）

*平成30年度予算額 2,634,477千円



しながわ区民公園 子どもの遊び場〔平成 29 年度整備〕

（２）公園バリアフリー事業

子どもから障害者、高齢者まで、だれもが安心して利用できるように、福祉対応型の水飲み設置、園路の整備、階段・傾斜路への手摺設置など、公園内のバリアフリーを図ります。

また、子どもたちが安心して公園を利用できるよう、公園内の見通し改善や遊具周辺に安全対策を行います。

年度	25	26	27	28	29
公園バリアフリー化工事（箇所）	9	6	6	4	1
安心・安全の公園づくり（箇所）	2	4	3	2	1

*平成30年度予算額 151,424千円



整備前



整備後

東大井三丁目児童遊園（バリアフリー化等工事）〔平成 29 年度整備〕

2 おもてなしトイレ事業（公園建設担当）

オリンピック・パラリンピックが平成 32 年に東京で開催されることに伴い、外国人を含めた観光客が増加することが予想されることから、会場周辺や主要観光ルート沿いの公衆便所や公園便所を快適で清潔に利用できるような環境整備を行います。

- ・品川浦公園便所改築（改築工事）
- ・鮫洲運動公園便所(1)改築（改築工事）
- ・しおじ公園便所改築（改築工事）
- ・北浜公園便所改修（改修工事）
- ・大井町駅前公衆便所改築（実施設計・改築工事）
- ・新浜川橋北公衆便所改築（実施設計）

*平成30年度予算額 222,734千円



整備前



整備後

新品川橋公衆便所〔平成29年度整備〕

4. 公園・児童遊園の維持管理

★根拠・法令

都市計画法、品川区公園条例、品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例

1 公園・児童遊園の維持管理（公園維持担当・道路課電気設備係）

区内の公園・児童遊園・緑地等 266 箇所（平成 29 年度末現在）を、常に良好な状況で利用できるように維持管理しています。



東品川海上公園と戸越公園

(1) 施設維持管理

遊具やベンチ、管理施設等の点検を行い、必要な補修を行うとともに、園内の清掃、ごみ収集等を実施しています。

- ・公園、運動施設管理委託 23 箇所
- ・清掃委託等（ふれあい作業所 187 箇所、かもめ工房 13 箇所、シルバー人材センター 23 箇所、福祉工場しながわ 1 箇所、エリアマネージメント 2 箇所、施設管理 1 箇所）
- ・町会やボランティア等 16 箇所

(2) 樹木維持管理

園内の樹木の生育を良好に保ち、的確な肥料やりや草取り等を実施し管理しています。

(3) 公園等の電気設備の維持管理

公園等の電気設備を安全、かつ正常に保つために維持管理しています。

- ・ナイター設備
天王洲野球場
品川南ふ頭公園野球場
八潮北公園テニスコート・野球場等
しながわ中央公園グラウンドおよびテニスコート
しながわ区民公園テニスコート
- ・時計設備 214 基

(4) 公園、児童遊園の照明維持管理

夜間の必要な照度（明るさ）を保つため、照明を維持管理しています。

(5) 公園灯建替

老朽化した公園灯をLED型等の省エネ型タイプの公園灯に取り替えております。

平成30年度は、235基の建替えを計画しています。

＜公園灯建替年度別実績（平成21年度開始）＞

年 度	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
建替数 (基)	2 5	3 4	4 9	2 0 5	2 3 6

(6) 防犯カメラ（みまもる君）整備

地域住民の安全安心と公園における安全対策の強化を図るため、防犯カメラを設置します。3か年で全公園に設置する予定で、初年度となる本年度は、設置箇所の調査検討や関係者の調整等を行ない、85箇所に設置します。

(7) 日本庭園おもてなし整備（池田山公園）

東京都は、日本庭園を活用した特色あるおもてなし事業を行うため、平成26年度に30箇所からなる「東京の日本庭園おもてなし協議会」を立ち上げました。

池田山公園もその一つに選ばれ平成30年度は池の浄化整備工事と公園事務所等の設計を行ない、より趣のある公園として整備してまいります。



*平成30年度予算額 43,500千円

5. 公衆便所・公園便所の維持管理

★根拠・法令

都市計画法、品川区公園条例、品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例

1 公衆便所・公園便所の維持管理（公園維持担当・道路課電気設備係）

(1) 施設維持管理

区民が快適で安心して利用しやすい便所となるよう、163箇所の便所について日常の維持管理をしています。清掃は毎日1回行っていますが、駅前等の利用者の多い17箇所の公衆便所では、一日2回実施しています。また、トイレットペーパーも全ての便所に設置しています。

・公衆便所36箇所、公園便所107箇所、児童遊園20箇所（平成29年度末現在）

(2) 公園等便所修繕

便所施設の破損が生じたときに、継続して使用できるよう修繕を行なっています。また、オリンピック・パラリンピック開催までを目標に、主要観光ルートである旧東海道周辺の公園便所などのバリアフリー化や洋式化を行います。

*平成30年度予算額（公衆便所分）	40,542千円
（公園・児童遊園便所分）	37,113千円

6. しながわ水族館

★根拠・法令

都市公園法、水族館等施設の運営事業に関する基本協定

しながわ水族館は、平成3年10月19日、「海や川とのふれあい」をテーマに娯楽性と学習性を兼ね備えた都市型的水族館として、しながわ区民公園内に開館しました。入館者数は平成30年3月末で「1,850万人」を越えています。

1 しながわ水族館運営支援（みどりの係）

平成30年度は、東京2020オリンピック・パラリンピックを見据え、品川区の観光資源として、区民の方はもちろん海外の方にも楽しんで頂けるような様々な企画や展示を行っていきます。また、情報発信の新たな手立てとしてWeb動画を作成し、メディアへ情報提供し入館者増を目指します。

<入館者数>

年度	25	26	27	28	29
入館者数(人)	451,853	471,067	531,649	486,503	440,179
区民割引利用者数(人)	21,049	22,966	24,427	23,510	24,548



大森駅歩道橋へ設置したバナー・ポスター



平成29年度設置（夢の水槽）

*平成30年度予算額 102,280千円

河川下水道課

1. 水辺の活用

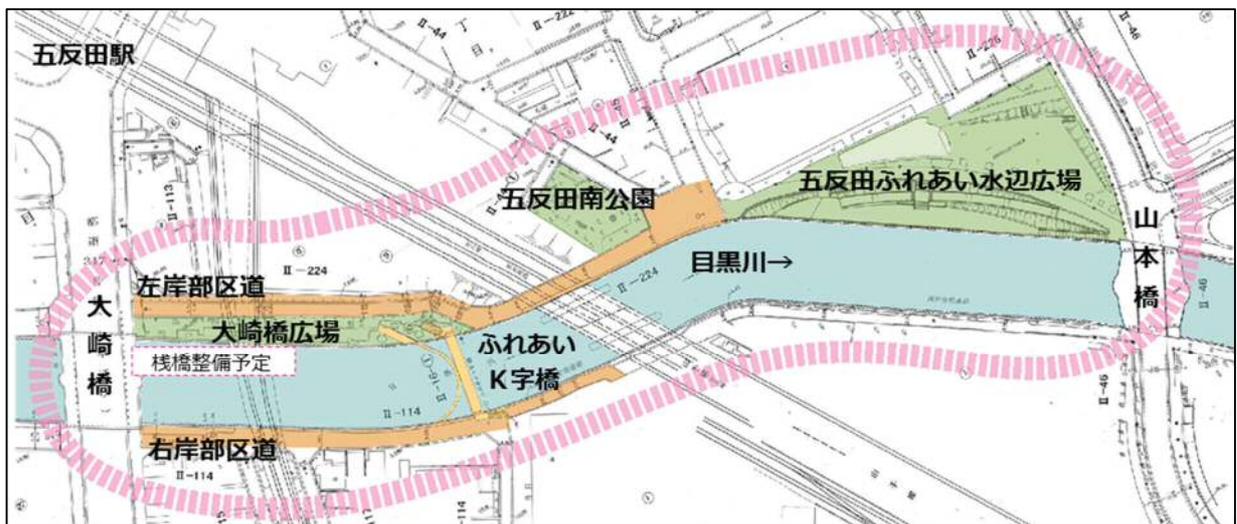
(水辺の係)

区民が水とふれあい、水に親しむとともに、水辺の賑わいを創出し、来街者にも心地よく過ごしていただくために、区民、他自治体と連携・協議して、水辺空間の整備と利活用を進める取り組みを行います。

1. 五反田水辺が結ぶプロジェクト

川と人、住む人と働く人、地域と来街者をそれぞれ結ぶ場所として、五反田地区に舟運の拠点となる栈橋と周辺の道路・公園を一体的に整備し、核となる水辺の賑わいの拠点を創ります。

平成31年12月のオープンを目指し、平成30年度は、栈橋整備および五反田南公園改修に着手します。

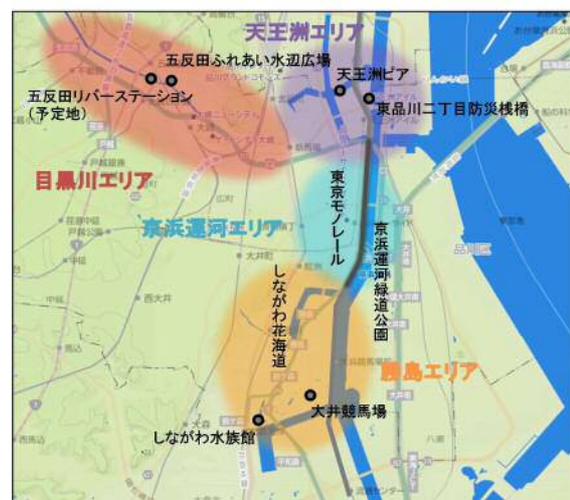


* 平成30年度予算額 258,200千円

2. ヒカリノミズプロジェクト

東京2020大会を見据え、区内の水辺が外国人観光客を含めた多くの人でにぎわう観光・交流の軸となることを目指し、橋梁や護岸等の施設を活用したライトアップを実施します。

平成30年度は、目黒川、京浜運河に架かる橋梁と護岸のライトアップ実施設計、および整備工事に着手します。



* 平成30年度予算額 216,350千円

3. 区有棧橋の整備

区有棧橋を防災機能としての役割だけでなく、舟運および水辺のにぎわい拠点として再生することを目的に、棧橋のリニューアル整備を行います。

平成30年度は、「品川天王洲棧橋」の改修工事、「東海橋防災船着場」と「しながわ水族館棧橋」の改修詳細設計を実施します。



品川天王洲棧橋

品川区所有棧橋等一覧

名 称	住 所
東海橋防災船着場	北品川2丁目（目黒川）
五反田ふれあい水辺広場	東五反田2丁目（目黒川）
しながわ水族館棧橋	勝島2丁目（勝島南運河）
東品川二丁目防災棧橋	東品川2丁目（京浜運河）
品川天王洲棧橋	東品川1丁目（天王洲運河）



しながわ水族館棧橋

* 平成30年度予算額 64,000千円

4. 河川・運河の利用促進

目黒川を区民等に一層親しんでもらうよう、河川敷地占用許可準則を活用したケータリングカーによるランチ等の提供やイベントを、地元協議会の運営による社会実験により実施してきました。平成30年度は、これらを本格実施し、地元を主体とした水辺空間のより一層の活用を図ります。



イベント時の様子（平成29年8月）

* 平成30年度予算額 1,500千円

5. 船舶・係留施設の活用

区で所有する船舶3艇や棧橋について、災害時における傷病者や緊急物資の輸送に利用するとともに、平常時には区民が身近に親しめる機会に積極的に活用していきます。

* 平成30年度予算額 10,691千円

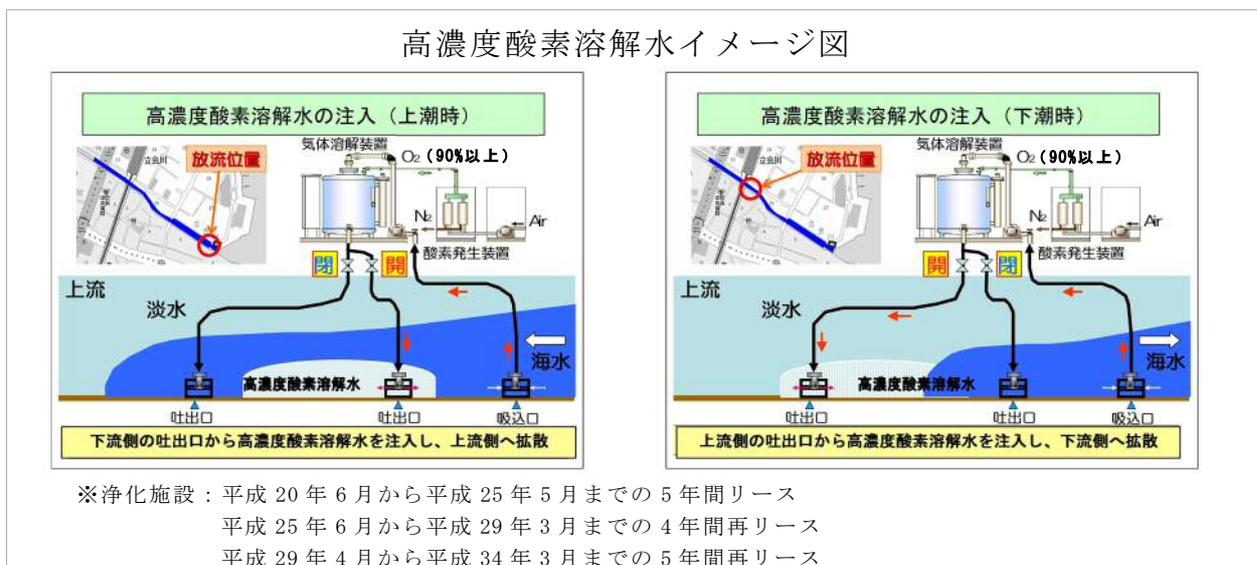
2. 河川および運河の水質改善（水辺の係）

水辺空間の利活用を促進し、区民と水とのふれあいを回復するため、水辺の環境改善の一環として、河川や運河等の水質改善を進めます。

1. 立会川の水質改善

(1) 高濃度酸素溶解水による水質改善対策

立会川の水質悪化の一因となっている川底付近の酸素不足を解消するため、平成20年度から高濃度酸素溶解水による水質改善の取り組みを進めています。高い濃度の酸素を溶け込ませた水を川の中に流すことで、川底の酸素量を増やし微生物等の活性化を促し水質を改善させます。



* 平成30年度予算額 22,728千円

(2) 河川清掃

立会川等の河川環境を改善するため、浮遊ゴミ等の除去や護岸部等の洗浄等の清掃作業を行います。

河川清掃回数の実績

年 度		H25	H26	H27	H28	H29
主な作業の実施数(回)	河川清掃	30	29	30	28	26
	オイルフェンス	8	14	3	7	7
	軽作業	5	6	5	3	2
	栈橋清掃	0	0	0	15	26
	その他	1	1	0	4	0
作業総数(回)		44	50	38	57	61

* 平成30年度予算額 13,941千円

(3) 河川・運河浄化の啓発

河川・運河の浄化に向けた啓発活動として、7月7日の「川の日」にあわせて、東京都や周辺住民と連携し、立会川および勝島運河の環境美化運動を実施することで、地域住民の意識の高揚を図ります。



* 平成30年度予算額 191千円

2. 目黒川の水質改善

(1) 河川浚渫

河川を良好な状態に維持するため、区が維持管理を分担している護岸部分の浚渫作業を、東京都と調整を図りながら行います。

河川浚渫量の実績

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
浚渫量(m ³)	300	300	260	150	150	172

※特別区事務処理特例条例に基づき、都が行うべき事業の一部を特別区が行っており、河川の浚渫では、河川中央部は東京都が、護岸部分は特別区が分担。目黒川では、両岸からおおむね2mの範囲が分担部分

* 平成30年度予算額 11,900千円

(2) 城南河川清流復活事業

目黒川の維持水量を確保することで水質を向上させることを目的として、平成7年3月から、新宿区にある落合水再生センターでの処理水（再生水）を、世田谷区池尻四丁目の池尻北児童公園付近から目黒川に導水する事業を実施しています。

平成13年度から送水経費の一部として、区は、年間460万円を負担していますが、東京都の全額負担で事業を実施することを求めて、関係区である目黒区・世田谷区と連携して継続的に東京都に働きかけています。

* 平成30年度予算額 4,600千円

3. 治水対策（水辺の係）

東京都と区市町村は、昭和 61 年 7 月にとりまとめられた「東京都における総合的な治水対策のあり方について」に基づき、平成元年以降、各河川の流域別に「総合的な治水対策暫定計画」を策定し、治水対策を推進してきました。

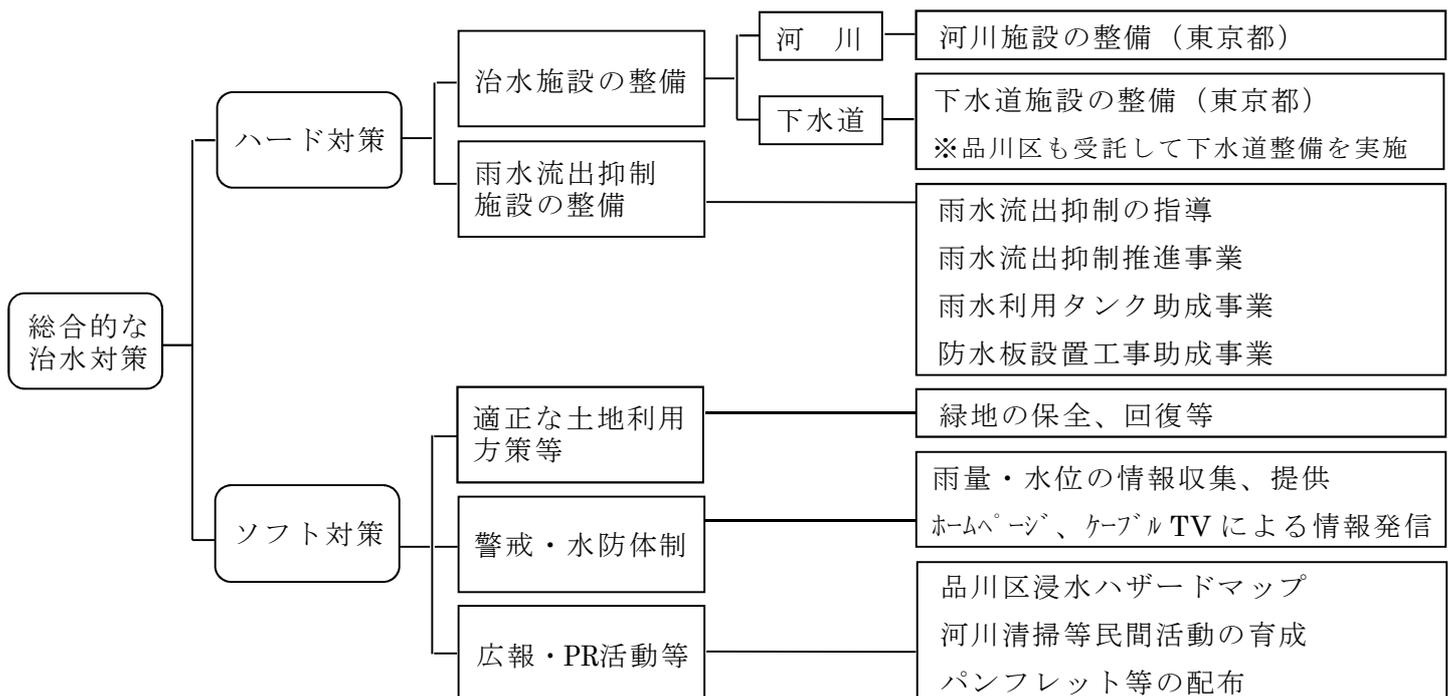
品川区では、雨水流出抑制対策を計画的に推進するため、道路や区有施設に、雨水浸透ますの設置等を実施するとともに、一定規模以上の建築物を建築する事業主に対し、雨水の貯留または地下浸透に係る施設整備を指導しています。個人住宅等についても助成事業を活用し、区民の理解と協力を求めつつ、積極的な働きかけを行っています。

■ 「東京都における総合的な治水対策のあり方について」(東京都)	昭和 61 年 7 月
■ 「目黒川流域の総合的な治水対策暫定計画」(東京都)	平成 元年 5 月
■ 「品川区総合治水対策推進計画」(品川区)	平成 3 年 3 月
↓	
■ 「東京都豪雨対策基本方針(改定)」(東京都)	平成 26 年 6 月
■ 「目黒川流域豪雨対策計画」(東京都)	平成 21 年 11 月

平成 25 年 3 月には、治水対策の強化・促進を図るため「品川区総合治水対策推進計画」を改訂し、「品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」を制定しました。

■ 「品川区総合治水対策推進計画(改訂)」(品川区)	平成 25 年 3 月
■ 「品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」(品川区)	平成 25 年 4 月

・総合的な治水対策体系図



1. 雨水流出抑制の指導

集中豪雨等による都市型水害の被害を軽減するため、透水性舗装や浸透ますの整備とともに、「品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、大規模な民間施設の新・改築等を行う場合に、雨水流出抑制施設（浸透ます・浸透トレンチ・透水性舗装等）の設置を指導しています。

地域別、開発面積別当たりの対策量

施設・地域別		敷地面積当たりの対策量	
民間施設	東品川 2、5 丁目 勝島、八潮、東八潮	敷地面積に係わらず	300 m ³ /ha
	上記以外の 品川区全域	敷地面積 500 m ² 以上 敷地面積 500 m ² 未満	600 m ³ /ha 300 m ³ /ha
公共施設		敷地面積に係わらず	600 m ³ /ha

雨水流出抑制指導実績

年 度	昭 63～平 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
指導件数	1,832	79	73	91	88	75

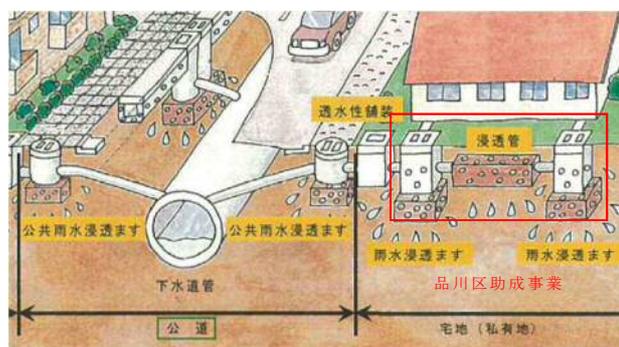
2. 雨水流出抑制推進事業

宅地内の雨水浸透施設の設置に要する経費の一部を「品川区雨水浸透施設設置助成要綱」に基づき、助成しています。

設置者の費用負担を少なくし、宅地内への雨水流出抑制施設の拡充を図り、さらなる治水力の向上を目指します。

雨水流出抑制施設設置助成実績

年 度	平 13～24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
宅地内浸透施設設置助成件数	24	1	2	2	2	4



* 平成30年度予算額 750千円

3. 雨水利用タンク設置助成事業

都市の貴重な水資源である雨水を利用することは、浸水被害の軽減のみならず、水循環の保全・回復や省エネ・省資源等の観点からも有効な対策です。

区では、「品川区雨水タンク設置助成要綱」に基づき、雨水利用タンクの購入費用と設置工事費用の合計の 1/2（限度額 5 万円）を助成します（ただし、設置工事費用の助成額は 1 万 5 千円が上限です。）。



タンク設置例

雨水利用タンク設置助成実績

年 度	平成 18～24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数	110	19	17	14	10	3

※平成 18 年度より、雨水利用タンクの購入費用の助成を行ってきましたが、区民のさらなる設置の促進を図るために、平成 23 年度より助成内容を拡充し、設置工事費用も助成の対象としました。

* 平成 30 年度予算額 600 千円

4. 防水板設置工事助成事業

浸水被害の軽減を目的に、昭和 62 年度より、住宅・店舗・事務所の出入口等に防水板を設置する区民等に対し、費用の一部を助成しています。

平成 26 年度から、津波や高潮のおそれのある地域において浸水被害の軽減を図るため、区内標高 5 メートル以下に立地している建物に対し、助成対象を拡大しました。助成額は防水板設置等に要した工事費のうち、品川区民である個人の場合はその 3/4、品川区内に登記がある法人の場合はその 1/2（限度額 100 万円）とし、より一層の普及を図っています（品川区内に住民票、登記がない場合、限度額は 50 万円です。）。



防水板設置例

防水板設置工事助成実績

年 度	昭 62～平 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数	128	6	11	0	4	3

* 平成 30 年度予算額 4,800 千円

5. 津波・高潮対策事業

東日本大震災以来、品川区では津波への想定外の対応や防災力向上のため、標高図の作成、津波自主避難マップの取り組みを進めてきました。津波自主避難マップの取り組みを推進するため、津波自主避難マップ作成マニュアルを作成し、低地部の区民や小学生等を対象としたワークショップや津波勉強会を継続的に実施して普及啓発に努めています。

さらに、区民から寄せられた「避難する時間がない」「高台まで遠くて避難できない」などの声に対応し、津波避難施設の確保を進めています。平成29年度までに38施設（民間14施設、区有24施設）を津波避難施設として指定しました。今年度も引き続き津波避難施設の確保を進めます。



出前授業「つなみからにげる」実施状況



津波避難施設看板
(日本語・英語・中国語・韓国語・
フランス語・アラビア語
の6か国語表記)



津波避難施設：ステーションプラザ立会川

* 平成30年度予算額 3,280千円

6. 関係機関との連携

(1) 目黒川

目黒川の河川環境の改善促進のため、東京都への働きかけを行っています。

- ・ 目黒川環境整備促進流域三区連絡会（品川区、目黒区、世田谷区）
- ・ 城南五区下水道・河川連絡協議会

（品川区、目黒区、大田区・世田谷区・渋谷区）

(2) その他

浸水被害の軽減等のため、国や都に下水道整備、河川改修および高潮対策等について要望します。

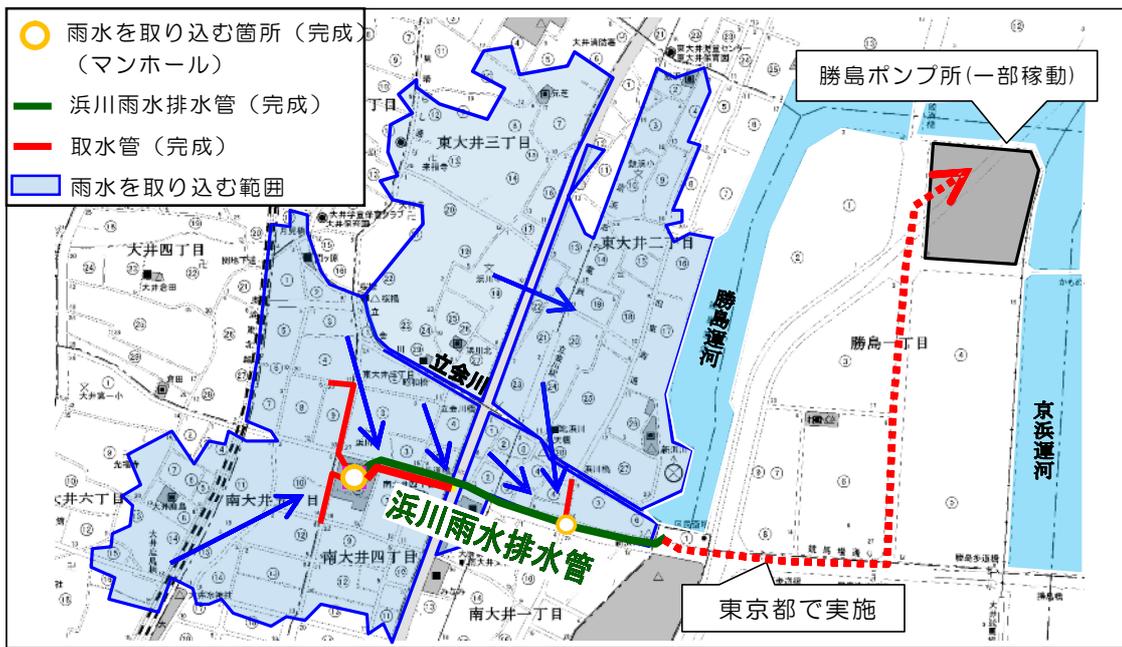
- ・ 特別区下水道事業促進連絡会
- ・ 東京高潮対策促進連盟
- ・ 東京河川改修促進連盟
- ・ 東京都総合治水対策協議会

* 平成30年度予算額 360千円

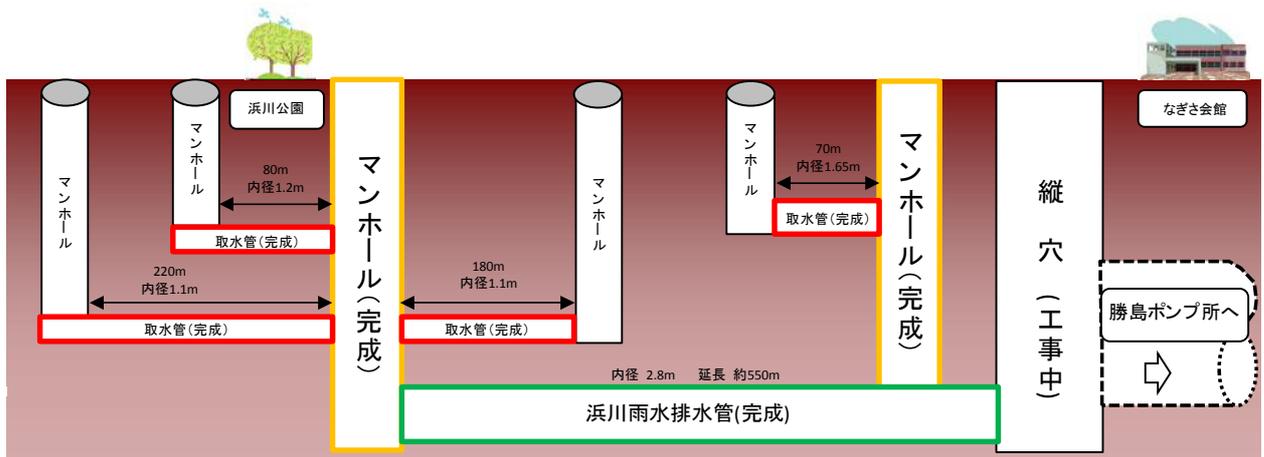
(1) 浜川雨水排水管建設事業

浸水被害が多く発生している立会川沿岸（東大井一,二,三丁目および南大井四,五丁目周辺）において、雨水排除能力の増強を目的とした「浜川雨水排水管」を建設します。本事業は、区立浜川公園からなぎさ会館横のマンホール（現在東京都により事業実施中）までの下水道幹線をシールド工法により整備するもので、浜川公園の一部を使用して事業を実施しています。平成26年度に浜川雨水排水管を完成させ、平成27年度より排水管本管に雨水を取り込むための取水管、既設マンホールの改造を行いました。

今年度は引き続き道路舗装や区立浜川公園の復旧工事を行います。



浜川雨水排水管建設事業位置図



浜川雨水排水管工事イメージ図

本事業の完成により、地域の浸水対策（1時間50ミリの降雨に対応）が実現することに加え、現在勝島運河に流入している雨水を勝島ポンプ所へ流入させ、京浜運河へ放流することで勝島運河の水質改善にも寄与します。



工事が完了した浜川公園



現場見学会の様子

【浜川雨水排水管建設工事その2（舗装本復旧）】

工事期間：平成30年度

内 容：工事で掘削して仮舗装となっている箇所の本舗装工事

* 平成30年度予算額 20,000千円

（2）立会川雨水放流管建設事業

東京都が実施する立会川雨水放流管整備事業の事業用地の確保のために移転した区有施設（月見橋の家・総務分室）の仮設施設の賃貸借事務を行っています。

立会川雨水放流管は、大雨時に立会川へ放流される雨水を取り込み、勝島ポンプ所へ送水する管であり、立会川周辺の浸水被害の軽減と勝島運河の水質改善に寄与します。

平成29年度は、月見橋の家・総務部分室の再建に向けて基本設計・詳細設計を行いました。今年度は、東京都において実施しているシールド工事完了後、再建工事に着手します。

【立会川雨水放流管整備事業】

事業期間：平成24年度～平成30年度

内 容：仮移転した仮設区有施設のリース料

【月見橋の家・総務部分室建築工事および施工監理業務委託】

事業期間：平成30年度～平成31年度

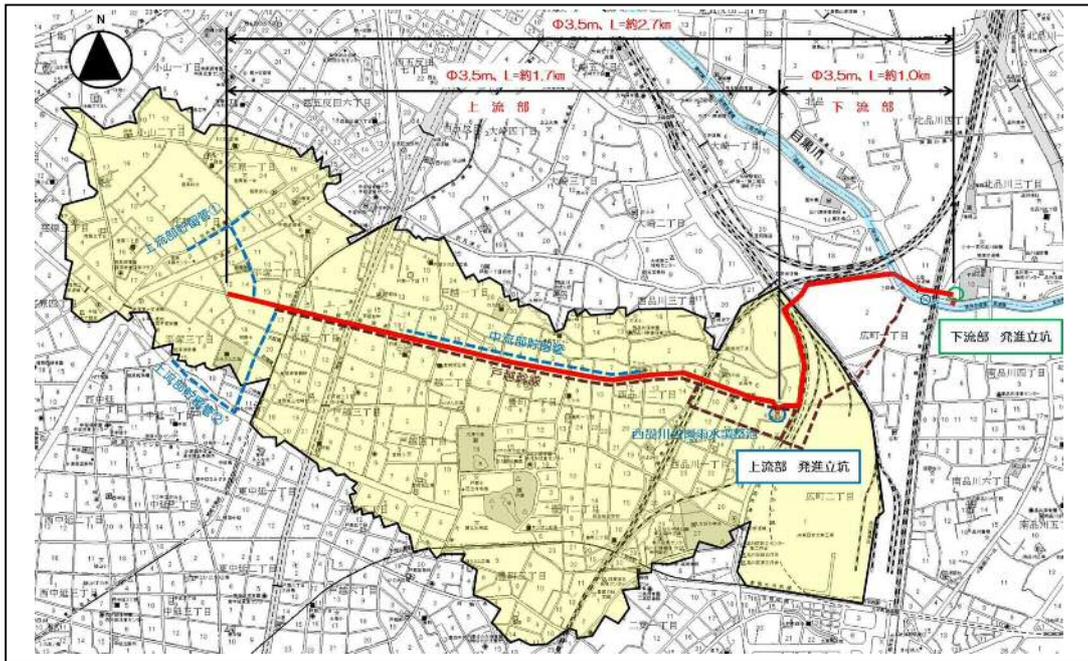
内 容：月見橋の家・総務部分室の再建工事および施工監理業務

* 平成30年度予算額 350,420千円

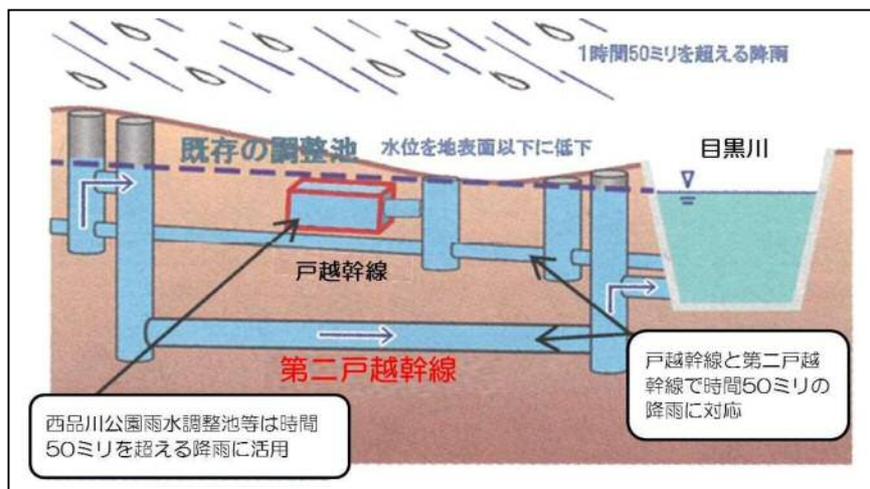
(3) 第二戸越幹線整備工事

東京都豪雨対策基本方針（改定 平成 26 年 6 月）により 50 mm 拡充対策地区に位置付けられている戸越、西品川地区周辺の浸水被害を軽減するため、新たに目黒川に雨水を排水する下水道管を整備し、既設下水道管を併用することで時間 50 mm の降雨に対応します。また、これまでに整備した貯留管、調節池等の活用により時間 50 mm を超える降雨に対しても浸水被害を軽減できる計画となります。

今年度は、昨年度に引き続き、西品川公園の一部を使用し、管きょ整備のための発進立坑の築造を行います。また、並行して上流部のシールド工事および一部の排水機能の効果を発現させる工事を行います。



路線図



整備イメージ図

【第二戸越幹線上流部発進立坑整備】

工事期間：平成 29 年度～平成 32 年度

内 容：上流部発進立坑（直径約 11m、深さ約 45m）の整備

【第二戸越幹線上流部下水道本管整備】

工事期間：平成 30 年度～平成 33 年度

内 容：上流部下水道本管（直径約 3.5m、延長約 1.7 k m）の整備および効果発現



発進立坑整備位置



発進立坑整備位置（ヤード内）

* 平成 30 年度予算額 5 1 2, 6 0 0 千円

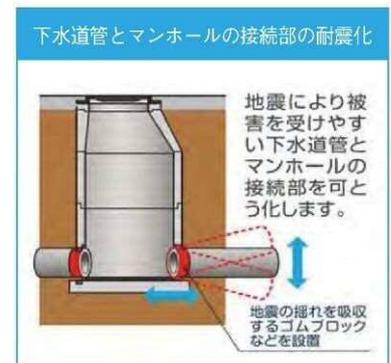
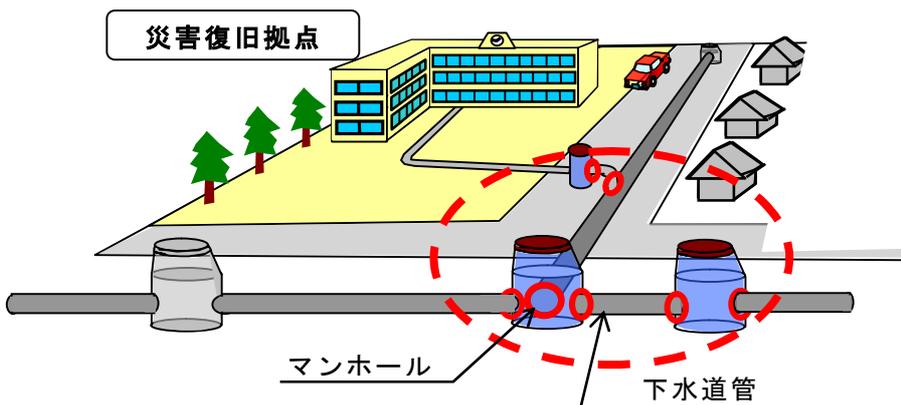
2 . 下水道管改修事業

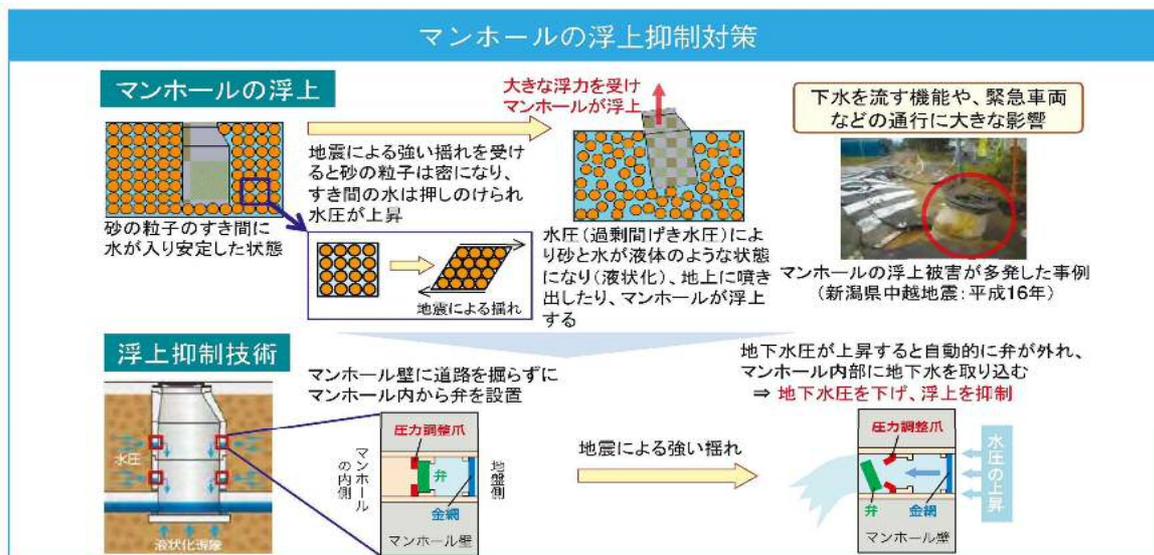
(1) 下水道管耐震化推進事業

避難所周辺の下水道管耐震化は平成 25 年度で完了し、平成 26 年度以降は地震発生時に災害復旧拠点となる区および国や都の施設周辺と地区内残留地区内の下水道管の耐震化を実施しています。下水道管の耐震化は、下水道管とマンホールの接続部を柔軟な構造に改造することで震災時の流下機能を確保します。

また、災害復旧拠点や防災機能を備えた公園および地区内残留地区と緊急輸送道路を結ぶ道路について、交通機能を確保することを目的としてマンホールの浮上抑制対策を実施します。

【下水道管耐震化のイメージ】





※災害復旧拠点：災害時に職員が常駐し復旧指導にあたる首都中枢機関や区役所、警察署等の東京都地域防災計画における指定拠点、重症緊急患者が入院治療をする東京都指定二次救急医療機関等を指す

※地区内残留地区：地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災の恐れがなく、広域的な避難を要しない区域として指定されたエリア

災害復旧拠点等

●年度別実施予定計画

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
26 箇所	26 箇所 (1)	24 箇所 (4)	23 箇所	19 箇所 (予定)

※ 施工箇所数には、東京都が施工した箇所数を含む。

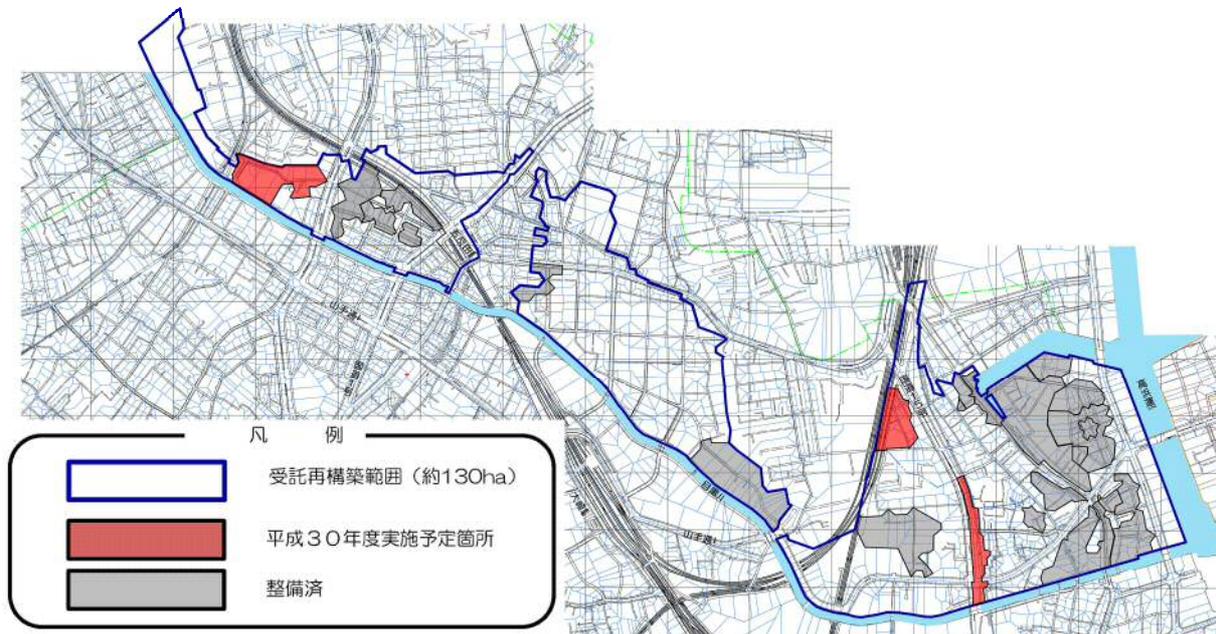
※ カッコ内の数字は東京都が施工した箇所数

* 平成30年度予算額 134,800千円

(2) 下水道管老朽化対策事業

道路陥没対策として、整備後約 50 年程度が経過した目黒川左岸部を中心に下水道管の改修工事を行っています。

再構築事業 実施箇所



平成 30 年度は、北品川二丁目、三丁目地区及び西五反田三丁目地区で再構築事業を行います。

工事にあたっては、道路管理者と連携し雨水導水管や雨水ます等と一体的な改修を図ることや、既設下水道管内面を樹脂等で被覆・補強する「管きよ更生工法」を採用するなど、道路の掘り返しを少なくして整備します。

今年度も区民生活や交通への影響を最小限に抑えながら効率的で経済的な工事を実施します。

平成 30 年度再構築実施箇所（詳細図）



平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
約 7.4ha	約 9.3ha	約 1.0ha	約 2.3ha	約 6.5ha(予定)

* 平成 30 年度予算額 390,000 千円

防

災

課

1. 防災会議の運営および計画の作成（計画係）

1 防災会議

防災会議は、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき設置された機関で、品川区地域防災計画をはじめ、防災に関する重要事項を決定します。

(1) 組織および所掌事務

防災会議は、区長が会長を務め、自衛隊、都、警視庁、東京消防庁、防災区民組織、消防団長、医療関係者、公共機関、区職員等、61人の委員で構成されています。

防災会議は、次に掲げる事項を担当します。

- ・ 品川区地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- ・ 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ・ 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- ・ その他、法律またはこれに基づく政令によりその権限に関する事務。



(2) 開催状況

年度 (平成)	月日	議題
25年度	2月28日	品川区災害対策基本条例の追記等
26年度	1月28日	急傾斜地崩壊危険箇所に係る警戒区域の選定等
27年度	2月25日	災害対応体制の強化、要配慮者支援全体計画策定に伴う修正等
28年度	3月3日	目黒川氾濫および津波発生時の避難基準等の策定に伴う修正等
29年度	12月5日 3月23日	地域防災計画の修正

2 品川区地域防災計画

品川区地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき作成が義務づけられた計画で、災害時、区および防災関係機関等がその有する全機能を有効に発揮するため、区の地域における震災および津波・風水害等に係る災害の予防、応急対策および災害復旧対策を定めた計画であり、区の地域ならびに区民の生命、身体および財産の保護を目的としています。

平成29年度に、これまでの災害における課題の反映や構成の見直しなど、大規模な修正を行いました。今年度、防災関係機関に配付します。

平成30年度予算額 4,974千円

2. 初動体制の整備（計画係）

災害発生時の職員の初動体制を整備し、迅速に対応します。

1 品川区災害時業務マニュアル更新業務

平成 29 年度品川区地域防災計画修正に伴い、災害時における本部組織の再構築が行われました。新しい組織で業務を担当することになった各課が、災害時の活動を円滑に行うために、災害時業務ごとのマニュアルおよび初動マニュアルの整理・更新を行います。

2 職員等緊急連絡システム

災害発生時に、職員の安否確認と速やかな参集を促進するため、緊急情報を電子メールと機械音声で区職員に一斉配信します。

3 災害監視業務委託

首都直下地震や気象状況の急変など、緊急事象が夜間休日に発生した場合に備え、区職員が参集するまでの情報収集や応急対応を委託化し、区の初動体制の強化を図ります。

4 防災気象情報提供業務

円滑な水防活動が行えるよう、平成 29 年度に新たな機能として支援情報、メール機能等を追加し、職員の水防活動を支援します。

平成 30 年度予算額 98,403 千円



3. 防災情報通信体制の整備（計画係）

区民に対する防災情報通信体制を整備し、災害に関する区の情報迅速かつ正確に伝達します。

1 緊急時連絡通信機器

災害時の情報伝達手段の確保のため、携帯電話（PHS）および携帯型 I P 無線機を配備しています（地域活動課分含む）。

平成 29 年度末

緊急時連絡通信機器	台数
携帯電話（PHS）	17
携帯型 I P 無線機	50

2 情報収集用高層カメラ

災害時の情報収集手段の一つとしてファミリーユ下神明（西品川 1-20-16）に2機設置している高層カメラです。遠隔操作で向きや望遠・広角を切り替えることができ、災害時の区内の様子を災害対策本部室で確認することができます。また、同様の端末を広報広聴課にも設置しています。この端末はケーブルテレビ品川にも設置されており、平常時は番組編集等で活用されています。

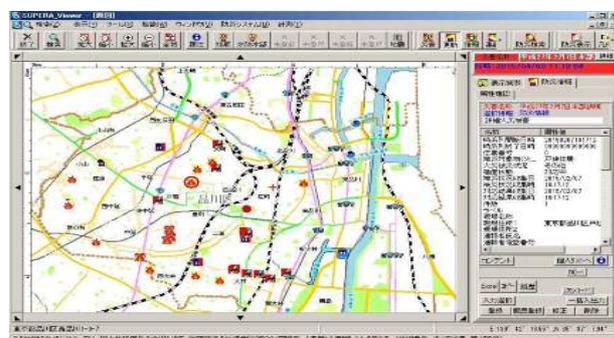
3 緊急地震速報装置

「震度」「到達時間」などの地震速報を早期に区施設の利用者および職員等に周知し、地震被害の軽減を図ります。区立学校、保育園、幼稚園、地域センター、文化センター、図書館、シルバーセンター、児童センターなど区の主要施設に設置しています。

（平成30年4月1日現在：184施設）

4 被災情報管理システム

災害発生時の区内の被害状況等を地図上に集約し、区職員との被災状況の共有化・災害対策本部の判断の迅速化等を図るためのシステムです。



5 全国瞬時警報システム（Jアラート）

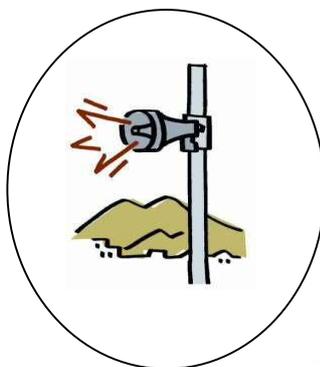
緊急地震速報や弾道ミサイル情報などの緊急情報を、防災行政無線を利用して区民へ知らせるシステムです。Jアラートによる情報伝達機会や1回当たりの配信情報量の増加に対応するため、平成30年度はシステム改修を行い、処理能力の向上、音声出力の充実、セキュリティの確保等の機能を向上します。

<周知する緊急情報>

有事情報	弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報、その他の国民保護情報
気象情報	各特別警報、緊急地震速報、大津波警報、津波警報、津波注意報、東海地震予知情報、東海地震注意情報、気象等の警報等



【地震】



【武力攻撃】



【火山】



【津波】

6 防災地図情報システム

区のホームページを通じて避難所・街頭消火器・消防水利等の防災に関する情報を、区民等に提供するシステムです。

《避難所》



《街頭消火器》



7 防災情報配信管理システム

避難情報などの防災に関する情報発信を一元管理するシステムです。このシステムにより、複数の情報配信媒体（ホームページ・ツイッター・携帯電話エリアメール・防災タブレット等）に一括入力・配信が可能で、迅速かつ正確に情報を配信することができます。

8 災害情報等配信システム（防災タブレット）

区内の防災区民組織の本部長・避難所・警察署・消防署等との連絡手段を補完する情報伝達ツールです。文字情報・テレビ電話・区ホームページ・区気象情報の機能を持ち、大規模な災害が発生した際でも正常に使用できるよう、災害に強いとされるケーブルテレビの回線を用いています。

＜配備先＞ 計 392 台

防災課（災害対策本部）；20 台、庁内関係課；5 台、学校等（避難所）；104 台、地域センター；26 台、町会・自治会長等；215 台、警察署・消防署・消防団；10 台、予備機；12 台

《イメージ》



9 防災行政無線

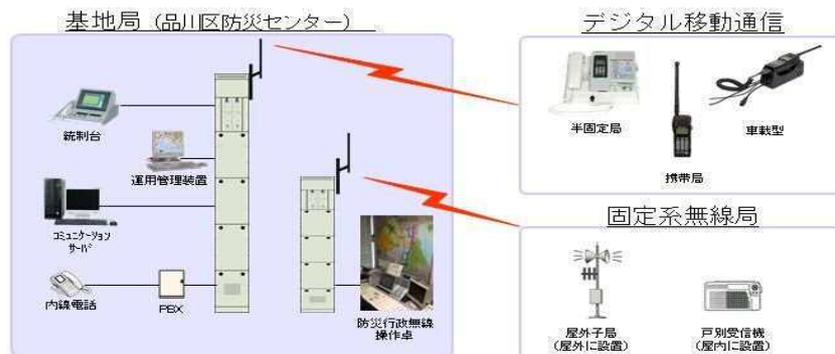
(1) 防災行政無線設備

① 固定系無線局

- ・親局 1局 (災害対策本部)
- ・子局 415局 (屋外子局 135局、戸別受信機 280局)

② デジタル移動通信

- ・基地局 1局 (災害対策本部)
- ・移動局 206局 (半固定局 94局、車載型 3局、携帯局 109局)



(2) 防災行政無線設備更新工事

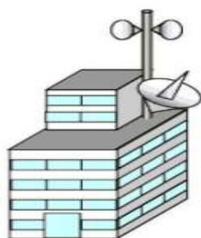
災害時の情報発信手段として重要な防災行政無線設備を更新・デジタル化し、老朽化に対処するとともに、無線設備規則の改正に対応します。

① 更新計画 (案)

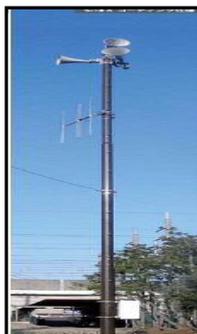
平成33年度までの5箇年計画により、無線設備の更新を行います。

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
電 波		アナログとデジタル並行運用					デジタル
内 容	更新工事 親局 1局 子局 10局	子局 34局 親局改修	子局 40局 戸別 30局	子局 30局 戸別 150局	子局 42局 戸別 70局		
合 計		親局 1局 子局 156局 戸別受信機 250局					

親局(防災センター)



屋外拡声子局



戸別受信機



(区有施設等に配備)

10 被災者生活再建支援システム

災害時における、被災者の生活再建の基礎となる災害証明書を迅速に発行するため、被災者台帳の作成および台帳を管理するシステムです。



建物被害調査票自動データ化システム

り災証明発給システム

被災者台帳管理システム

平成30年度予算額 374,917千円

4. 医療救護体制整備（計画係）

災害発生時の医療救護活動が円滑に行えるよう体制整備を図ります。

1 応急医薬品ランニング・ストック

区内の薬剤師会と締結している災害時協定により、平常時より一定量の医薬品等を確保し、優先的に供給を受ける協力体制をとっています。

2 医療ミニセット

医療ミニセット（救急箱）を各避難所に2箱（義務教育学校は4箱）配備しています。

<医療ミニセットの内容（1箱あたり）>

品名	数量	品名	数量
レスキューシート	2枚	ホームガーゼ	3個
駆血帯	1本	ホームコットン	3個
清浄綿	28包	殺菌消毒液	2個
シップ薬	10枚	副木（大中小3本セット）	2個
パット（大30枚入）	3個	綿棒（10本入）	10個
パット（小30枚入）	3個	体温計	1本
サージカルテープ	1個	万能はさみ	1個
救急絆（25枚入）	3個	とげ抜きピンセット	1個
三角巾	10枚	熱冷却シート（12包）	5個
伸縮ホータイ	6個	応急手当の心得	1冊

3 医療救護体制

(1) 学校医療救護所

各地域センター管轄区域内の避難所1ヶ所を医療救護所（区内13ヶ所）に指定しています。医療救護所には、医療ミニセットの他、医療救護所が開設された際に必要となる医薬品や医療資機材、事務用品等を配備し、品質保持期限に合わせ入替更新を実施しています。

【1 救護所あたり：医薬品 86 種類、医療資機材 85 種類、その他 42 種類】



(2) 緊急医療救護所

区内16病院の内、7箇所を緊急医療救護所に指定しています。緊急医療救護所は、発災直後から超急性期にかけて各病院前に設置され、病院に殺到するであろう傷病者のトリアージや軽症者の治療を行います。病院の状況に合わせ、必要となる医薬品や医療資機材を配備しています。

【1 救護所あたり：医薬品 48 種類、医療資機材 134 種類、その他 35～45 種類】

*病院の態勢や都からの配備状況によって、病院により数量が異なる。



平成30年度予算額 7,811千円

5. 初期消火体制強化

木造住宅密集地域を有する品川区において、自助・共助による初期消火活動は、被害の拡大をくい止めるため極めて重要です。そのため、初期消火体制の強化を図ります。

1 防火水利の整備（計画係）

(1) 防火水槽

学校・公園等の区有施設やマンション等の民有地に防火水槽が設置されています。開発事業主に対して、40立方メートル以上の防火水槽の設置を指導しています。



(2) 小型貯水槽

区立公園等や民有地に設置した、5立方メートルの震災対策用貯水槽を維持管理し、小型防災ポンプ等の水利として使用します。

区設置・管理 5 m³ 144 基

2 街頭消火器の増設（計画係）

火災危険度の高い木造住宅密集地域の火災対応強化のため、街頭消火器の増設・点検を行っています。



(1) 設置本数等の推移 (平成 29 年度末)

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
設置本数	5,941	6,036	6,110	6,164	6,235
増設数の増 (木造住宅密集地域内)	110 (54)	95 (66)	74 (47)	54 (50)	71 (56)

※ 平成 24 年度から平成 30 年度にかけて、木造住宅密集地域に 378 本の街頭消火器の増設を予定

(2) 点検本数等の推移 (平成 29 年度末)

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
取替[老朽分]	690	685	706	586	748
機能点検委託	624	525	980	736	796

3 家庭用消火器のあっせん (啓発・支援係)

地震火災および通常火災に対する区民による初期消火活動を徹底するため、「家庭用消火器購入助成要綱」および「家庭用消火器薬剤詰替幹旋事業実施要綱」に基づき、家庭用消火器の充実を図ります。

(1) あっせん実績

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
購入助成	554	520	518	477	548
詰め替えあっせん	24	22	24	31	22

(2) 火災使用充填実績

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
火災使用充填	10	2	20	10	16

4 小学校・中学校・義務教育学校の消火ポンプ配備 (平成 20 年度～) (啓発・支援係)

地域の避難所であり、防災拠点となる小学校、中学校、義務教育学校に消火ポンプの配備を行い、教職員や地域の住民による消火能力の向上を図ります。平成 28 年度に、区内 46 校すべての配備が完了しました。

なお、配備した学校の生徒が総合防災訓練等に参加し、放水訓練を行っています。



平成 30 年度予算額 22,440 千円

5 感震ブレーカー普及（啓発・支援係）

阪神・淡路大震災や東日本大震災において、発災時の火災の約6割が電気に起因する火災でした。そのため、大きな揺れを感知して自動的に電気の供給を遮断し、電気に起因する火災を抑える感震ブレーカーの普及促進を図るため、「品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱」に基づき、木造住宅を対象に設置に係る費用の一部を補助します。

(1) 感震ブレーカーのタイプ（例）

分電盤タイプ	コンセントタイプ（参考）	簡易タイプ（参考）
		

※補助対象のタイプは分電盤タイプとします。

※簡易タイプの感震ブレーカーは、防災用品のあっせんとして取り扱っています。

(2) 設置補助内容

対象地域	対象者	対象製品	補助率・額	補助件数
「不燃化推進特定整備地区」 （放射2号線および補助28、29号線沿道地区を除く）	対象地域内の木造住宅に居住する個人（共同住宅、賃借人含む）	分電盤タイプ	費用の2/3 上限5万円	200件
	対象地域内に木造住宅を新築しようとする個人		1万円	10件

※対象地域

- ①西品川二・三丁目地区
- ②戸越二・四・五・六丁目地区
- ③東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区
- ④旗の台四丁目、中延五丁目地区
- ⑤豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目および西大井六丁目地区
- ⑥大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区



(3) 補助実績

区分	28年度	29年度
既設分	86件 (100件)	41件 (200件)
新築分	0件 (10件)	1件 (10件)

※（ ）内数字は予算件数

平成30年度予算額 12,247千円

6. 避難所運営体制の整備

避難所運営の体制を平素から整備するとともに、災害時に必要な応急物資の確保および各避難所に対し物資を輸送する体制を整備します。

1 避難所管理（計画係）

災害時、地域の避難拠点となる区立小中学校等に、区民避難所として必要な設備と非常用品を計画的に備蓄し、避難所機能の充実を図ります。また、平時に避難所連絡会議を開催し、避難所の開設や運営の手順、方策などを協議して円滑に避難所が運営できるよう避難所毎にマニュアルを整備するとともに訓練を実施し、体制を強化します。



(1) 避難所の備蓄および資機材の管理

避難所には、区立学校など 52 箇所を指定し、次の備蓄品等を配備しています。

分類	品名	数量
食料品	非常用食料品	3000 食
	アレルギー対応食料品	100 食
	うめぼし	9kg
	飲料水 (1.5ℓ)	1,200 本
	粉ミルク (アレルギー対応含む)	26 缶
資機材等	鍋・カマドセット	2 組
	LP ガスバーナー	1 台
	固形燃料	72 個
	給水容器 (20ℓ)	30 個
	ろ過機	1 台
	受水槽遮断装置	1 台
	非常用発電装置	1 台
	特設公衆電話	5 台
	仮設トイレ用便槽	5~12 槽
	レスキューセット	1 セット

分類	品名	数量
生活用品等	毛布	500 枚
	エアーマット	100 枚
	防水シート	50 枚
	仮設トイレ	5 基
	洋式トイレ用台座	5 台
	組立式簡易トイレ	100 回
	簡単トイレセット	5,000 回
	トイレットペーパー	100 巻
	おむつ等	1,500 枚
	生理用品	120 枚
	医療ミニセット	2 セット
	医療資材セット*	1 式
	手指消毒液	60~120 本
照明 (ランタン)	10 個	

* 救護所指定校のみ

※ 飲料水は 29 年度から 500ml に順次入替え

(2) 避難所運営

① 避難所連絡会議の開催および訓練実施状況

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
避難所連絡会議	42	42	50	52	52
避難所訓練	27	23	19	10	8

※区内一斉防災訓練で 43 避難所実施。

② 避難所運営マニュアル更新支援

区内全 52 避難所の避難所運営マニュアルに要配慮者や女性・子どもおよびプライバシー等の課題を反映するとともに施設特性に応じた更新の支援を行い、マニュアルの充実・強化を図ります。

(3) 「避難ここ知ーる」設置工事

平素から避難所に対する認識を促し災害時の円滑な避難を可能とするため、区内 700 カ所の街路灯に避難所および避難場所の地図情報をスマートフォン等で読み取れる QR コードを記載した標示シート「避難ここ知ーる」を貼ります。



平成30年度予算額 45,595千円

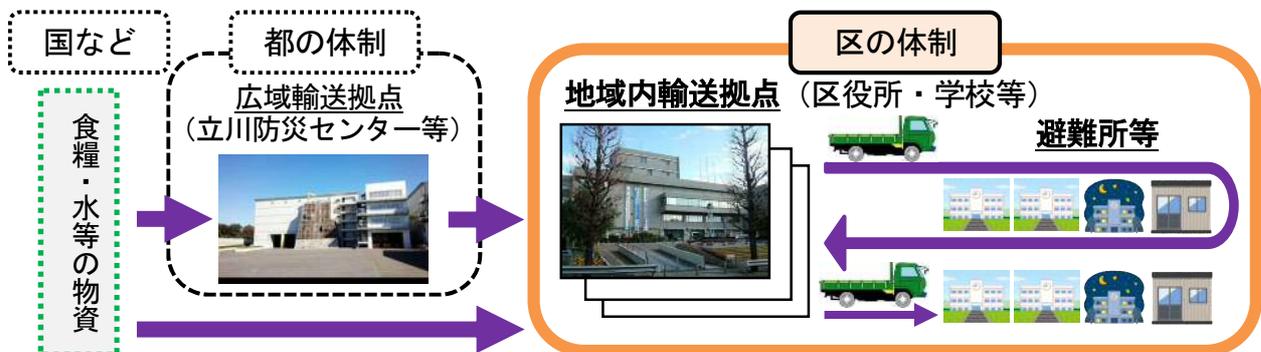
2 災害時応急物資確保（計画係）

災害時における食糧・生活必需品等の応急物資の購入、管理を行うとともに、受援体制を整備します。また、飲料水・生活用水等を確保するために設置した井戸・ろ過機の維持管理を行います。



(1) 支援物資受援体制再構築

発災 4 日目以降に国等からの支援物資を迅速に受け入れられるよう、地域内輸送拠点および輸送体制を見直し、各避難所に支援物資を流通させる受援体制を再構築します。



(2) 備蓄倉庫の現況

名 称	所 在 地	設置年度	面積(m ²)
品川備蓄倉庫	南品川 4-5-28	昭和 54 年度	233
荏原備蓄倉庫	中延 5-3-12	昭和 57 年度	54
中延備蓄倉庫	中延 2-11-5	昭和 57 年度	120
八潮 22 号棟備蓄倉庫	八潮 5-5-22	昭和 59 年度	231
八潮 38 号棟備蓄倉庫	八潮 5-6-38	昭和 59 年度	394
大井備蓄倉庫	大井 2-27-20	昭和 59 年度	316
御殿山倉庫	北品川 4-7-37	平成 4 年度	101
天王洲倉庫	東品川 2-3-10	平成 4 年度	186
都立大崎高等学校倉庫	豊町 2-1-7	平成 15 年度	20
西大井倉庫(J タワー内)	西大井 1-1-2	平成 15 年度	48
大崎備蓄倉庫	西五反田 3-6-38	平成 16 年度	180
八潮南備蓄倉庫	八潮 5-9-11	平成 22 年度	256
戸越備蓄倉庫	豊町 1-16	平成 24 年度	378
荏原平塚備蓄倉庫	平塚 3-9-1	平成 25 年度	35
大井 1 丁目備蓄倉庫	大井 1-15-13	平成 26 年度	77
大崎西口公園内備蓄倉庫	大崎 2-11	平成 26 年度	57
しながわ中央公園内備蓄倉庫	西品川 1-28	平成 27 年度	416
ゆたか教職員待機寮内備蓄倉庫	豊町 1-17-8	平成 27 年度	59
東中みんなの広場内備蓄倉庫	東中延 1-2-17	平成 27 年度	27
西五反田 6 丁目備蓄倉庫	西五反田 6-6-19	平成 28 年度	57
平塚 2 丁目備蓄倉庫	平塚 2-3-4	平成 29 年度	34
しながわ区民公園内備蓄倉庫	勝島 3-2-2	平成 29 年度	109
目黒駅前備蓄倉庫	上大崎 3-1-1	平成 29 年度	118
計 23 カ所			3,506

《しながわ区民公園内蓄倉庫》



《目黒駅前備蓄倉庫》



(3) 備蓄物品の現況 (学校備蓄含む)

東京都の被害想定では、区内の避難所生活者は約 12 万人とされています。食糧については、都と区の役割分担により、区は1日分(36万食)を備蓄する必要がありますが、高齢者等に配慮した食糧を含め、36万食に予備を加えた約50.9万食を備蓄しています。また、避難所生活に必要な毛布は12万枚、簡易トイレは183.8万回分を確保しています。これらの備蓄物品は各地区の備蓄倉庫に分散して備蓄しています。

備蓄物品 (保存期間)		備蓄量
ビスケット (5年)		175,500 食
アルファ化米 (アレルギー対応食を含む) (5年)		325,000 食
梅がゆ (高齢者等向け) (5年)		8,700 食
粉ミルク (1年半)		1,392 缶
アレルギー用粉ミルク (1年半)		116 缶
ミネラルウォーター (飲料水) (5年) 1.5ℓ		120,000 ℓ
梅ぼし (5年)		522 kg
帰宅 困難 者 用	アルファ化米 (5年)	31,650 食
	ビスケット (5年)	21,280 食
	ミネラルウォーター (飲料水) (5年) 1.5ℓ	12,972 ℓ

生活必需品 ; 毛布 120,000 枚
 簡易トイレ(便袋タイプ) 1,838,800 回
 耐用年数 15 年

(4) 水の確保

① 飲料水

飲料水は1人1日3ℓ、3日分の備蓄が必要とされています。12万人の避難所生活者には108万ℓの備蓄が必要ですが、区は発災時に約480万ℓを供給する体制を整えています。

発災時には①区内の4ヶ所の給水施設の利用、②各避難所の受水槽の活用、③ペットボトル飲料水の提供、④消火栓からの供給(上水道が無事な場合に限る)等により安全な飲料水を確保しています。

<震災対策用応急給水施設一覧>

所在地		保有水量
戸越公園	品川区豊町 2-1-30	1,500 m ³
しおじ公園	品川区八潮 5-6	1,500 m ³
林試の森公園	目黒区下目黒 5-37	1,500 m ³
八潮高校	品川区東品川 3-27-22	100 m ³
合計	4カ所	4,600 m ³

② 生活用水

区内にある3ヶ所の井戸の水や、学校避難所のプールの水などを利用します。

<震災対策用井戸>

所在地	保有水量
戸越公園	品川区豊町 2-1-30 170 m ³ /日
荏原第一中学校	品川区荏原 1-24-30 260 m ³ /日
西大井広場公園	品川区西大井 1-4-10 250 m ³ /日
合計	3カ所 680 m ³

<ろ過機の現況> (平成29年度末現在)

エンジン式ろ過機 16台 (災害対策備蓄倉庫)

手動式ろ過機 77台 (各学校等)

計 93台

※その他に給水機器2台有り

《手動式ろ過機》



(5) 電力の確保

発災時の照明、通信手段等の電力を確保するため、各避難所には非常用発電設備を備えています。また、備蓄倉庫には発電機を備蓄しています。

発電機 98台 (平成29年度末)

平成30年度予算額 75,298千円

7. 防災関係組織の育成・支援

防災区民組織を育成・強化するとともに、防災に関係する組織を積極的に支援しています。

1 防災区民組織育成 (啓発・支援係)

災害時、住民が自助・共助の考えに基づき主体的に災害対応を行えるように、「品川区における防災区民組織の育成に関する要綱」に基づき助成を行い、町会・自治会を母体とした区民の自主組織である防災区民組織の育成・強化を図ります。

(1) 防災区民組織等の現況 (平成30年4月1日現在)

防災区民組織 200組織 / 区民消防隊 66隊 / ミニポンプ隊 182隊

(2) 防災区民組織等への助成

防災区民組織の活動を広く支援するために、各種助成金を交付しています。

また、各地域の特性に応じた独自の取り組みを支援することを目的に、防災資器材整備助成金を平成 29 年度から新設しました。

単位：円

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
防災区民組織育成助成金	9,012,550	9,085,950	9,140,525	9,175,600	9,318,600
区民消火隊助成金	2,010,000	2,010,000	2,010,000	1,980,000	1,980,000
ミホポンプ 隊助成金	3,700,000	3,660,000	3,660,000	3,680,000	3,660,000
訓練助成金	4,130,000	4,040,000	3,770,000	4,040,000	4,020,000
防災資器材整備助成金					10,050,000
計	18,852,550	18,795,950	18,580,525	18,875,600	29,028,600

〈助成による防災区民組織の主な活動等〉

- ・研修会の実施・消火ポンプおよびスタンドパイプ操作訓練実施
- ・炊き出し訓練実施・訓練周知用チラシ作成

《スタンドパイプ》



平成 30 年度予算額 71,409 千円

2 避難行動要支援者支援（啓発・支援係）

自ら避難することが困難な避難行動要支援者（以下、要支援者）の被害を最小限にとどめるため、共助の要となる防災区民組織に対し、要支援者ひとりひとりの避難支援方法や支援者に関する計画書（品川区避難支援個別計画書）の作成支援を中心とした体制構築の支援を行います。また、品川区避難支援個別計画作成名簿を避難支援等関係者に配付し、避難誘導ワークショップの実施や支援体制構築に役立てることで支援体制の推進を図ります。

(1) 避難行動要支援者支援体制構築補助（平成 28 年度～32 年度）

① 体制構築の支援

品川、大崎、大井、荏原、八潮の5地区から防災区民組織1団体ずつ計5団体を対象に防災コンサルタントを派遣し、品川区避難支援個別計画書の作成、避難誘導ワークショップ・災害図上訓練の実施の支援等を行います。この事業を通じて、災害時における要支援者の円滑かつ迅速な安否確認や避難誘導等の支援体制の構築を目指します。

《支援実施団体における活動の様子》



② 支援体制づくりの手引きの配付

支援体制の必要性や個別計画書の作り方、避難誘導ワークショップの実施方法などを取りまとめた手引きを、全防災区民組織に配布します。

(2) 品川区避難支援個別計画作成名簿登録数の推移

区 分	25年 更新時	26年 更新時	27年 更新時	28年 更新時	29年 更新時
登録者数	3,989	3,945	3,975	4,031	4,682

(3) 避難誘導ワークショップの実施支援

地域の方々が、避難行動要支援者の方を車いす等で避難所まで避難誘導し、町内の危険箇所や道中の問題点などを話し合い、避難ルートや避難誘導方法の確認を行い、災害時に備えていく公開模擬訓練を実施します。

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施町会数(町会)	5	10	7	6	9
実施回数(回)	5	11	7	6	9

《避難誘導ワークショップの様子》



平成30年度予算額 13,964千円

3 防災協議会の支援（計画係、啓発・支援係）

自主防災活動を推進するとともに、防災に関する知識の普及、情報の提供、意識の高揚を図ることを目的とし、区内13地区で設立されている防災協議会に、街頭消火器の外観点検や協議会総会、地区防災訓練、研修における事務経費の支援を行います。

<街頭消火器外観点検委託・事務委託料等の状況>

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
街頭消火器 外観点検委託	5,817本	5,927本	6,019本	6,097本	6,224本
事務委託料	2,191千円	2,200千円	2,211千円	2,223千円	2,239千円

※町会の区域から除外されている消火器（11本）と外観点検後に増設された消火器については、区で点検を実施

平成30年度予算額 8,481千円

4 事業所の地域協力（地域連携係）

地域・事業所・行政の三者で「地域防災対策三者連絡会議」を構成し、地域の連携強化および防災力向上を図ります。また、災害時協力協定締結等の活動を推進することで、専門技術や知識、組織力を有する団体、事業所等の協力を頂く応援体制の確立と強化を図ります。

(1) 三者連絡会議実施状況

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
大崎第一	3町会/8社	2町会/6社	2町会/8社	4町会/6社	3町会/7社
品川第二	6町会/7社	5町会/6社	5町会/7社	4町会/6社	3町会/6社

(2) 三者連絡会議訓練実施状況(参加者数)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	救出救護訓練				
大崎第一	161	雨天中止	150	139	123
品川第二	202	199	269	302	182

《仮設トイレ組立訓練》



《傷病者搬送訓練》



(3) 協定締結状況

区 分	25 年度以前	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	合計
協定締結数	102	24	6	9	11	152

＜分野別協定締結数＞（平成 29 年度末）

分 野	主な内容	協定数
医療救護	医療等の応急救護活動、医薬品の供給	8
物資供給	飲料水、食料、生活物資、石油、プロパンガス等の供給	19
緊急輸送	協力隊の出動、車両供給、応急救護物資、要員輸送	3
避難収容	補完避難所、二次避難所、福祉避難所、一時待機場所（津波避難施設含む）、一時滞在施設の提供	86
災害広報	警報、地震予知情報の伝達、避難勧告・指示等の伝達、避難者の救難・救助、交通規制・緊急輸送に関する広報の実施	4
施設等復旧	区立施設、道路、橋りょうの応急補修、応急仮設住宅の建設、路上障害物の除去等	11
相互援助	飲料水、食糧品の供給、被災者の一時受入れ、建築資材・仮設住宅用地の供給、職員の派遣、資器材の供給等 (相互支援対象自治体：57 区市町村)	8
役務提供	従業員の派遣、避難所運営補助等	7
その他	郵便差出箱の設置、し尿処理、情報連絡員派遣、標識の設置、栈橋の使用等	12
合 計 （分野の重複分を含む。）		158

《災害時協力協定》



平成30年度予算額 371千円

《協力事業者を表すステッカー》



5 帰宅困難者対策（地域連携係）

災害時に発生するターミナル駅周辺の帰宅困難者および帰宅支援対象道路沿線の徒歩帰宅者を支援するため、地域の住民、事業所および防災関係機関が対策・体制を検討するための協議会を設置し、地域ルールを作成や防災訓練を実施します。区は、協議会設立の働きかけや運営支援を行います。

平成 29 年度は、大崎駅周辺地域における都市再生安全確保計画を作成しました。

平成 30 年度は、大崎駅周辺帰宅困難者対策協議会および五反田駅周辺帰宅困難者対策協議会の設立を予定しています。

《実動訓練【目黒駅協議会】》



協議会名 (設立年月)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
国道 15 号線徒歩 帰宅者支援対策 協議会 (25 年 12 月)	設立、 図上訓練	支援ルール 作成、 実地訓練	支援ルール 修正、 図上訓練	救出救護訓 練、 支援ルール 修正	救出救護訓 練、 実地訓練、 支援ルール 修正
目黒駅周辺帰宅 困難者対策協議 会 (25 年 5 月)	設立、 地域ルール 作成	図上訓練、 地域ルール 修正、 実地訓練	図上訓練、 地域ルール 修正	エリア防災 計画作成	実動訓練、 地域ルール 修正
大井町駅周辺帰 宅困難者対策協 議会 (27 年 4 月)	—	—	設立、 図上訓練、 エリア防災 計画作成	地域ルール 作成、 現地確認訓 練	情報連携訓 練、 地域ルール 修正
大崎駅周辺地域 都市再生緊急整 備協議会 (29 年 3 月)	—	—	—	設立	都市再生安 全確保計画 作成

平成 30 年度予算額 26,473 千円

6 消防団運営（防災安全担当）

3 消防本団、17 消防分団、3 消防少年団に対して「品川区消防団等補助金交付要綱」、
「品川区消防団員に対する報奨金等支給要綱」に基づき補助等を行い、消防団の活動を支援します。

<補助金支給実績>

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
本団補助（団）	3	3	3	3	3
分団補助（団）	17	17	17	17	17
少年団補助（団）	3	3	3	3	3
装備品補助	消防団 T シャツ、AED、スタンバイ°	資機材搬送車、訓練用ホース	AED、ライト、テント、バッグ°	消防団 T シャツ、AED、ライト、テント	ミストマシン、AED、消防団 T シャツ、操法用火点標的

<歳末警戒手当実績>

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
交付人数	700 人× 延べ 4 回				

<優良消防団員表彰実績>

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
表彰人数	29	27	29	28	32

平成 30 年度予算額 23,978 千円

7 防火防災対策助成（防災安全担当）

区民に対して防火防災思想を啓発する各防火防災協会を「品川区防火防災協会補助金交付要綱」に基づき支援します。

<執行実績>

単位：千円

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
品川防火防災協会	403	403	404	405	405
大井防火防災協会	406	406	406	406	407
荏原防火防災協会	391	391	390	389	388
決算金額	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

平成 30 年度予算額 1,200 千円

8. 防災普及教育（啓発・支援係）

防災に関する情報を様々な手段を利用して積極的に提供し、区民等の防災に関する知識の普及および意識の啓発に努めます。

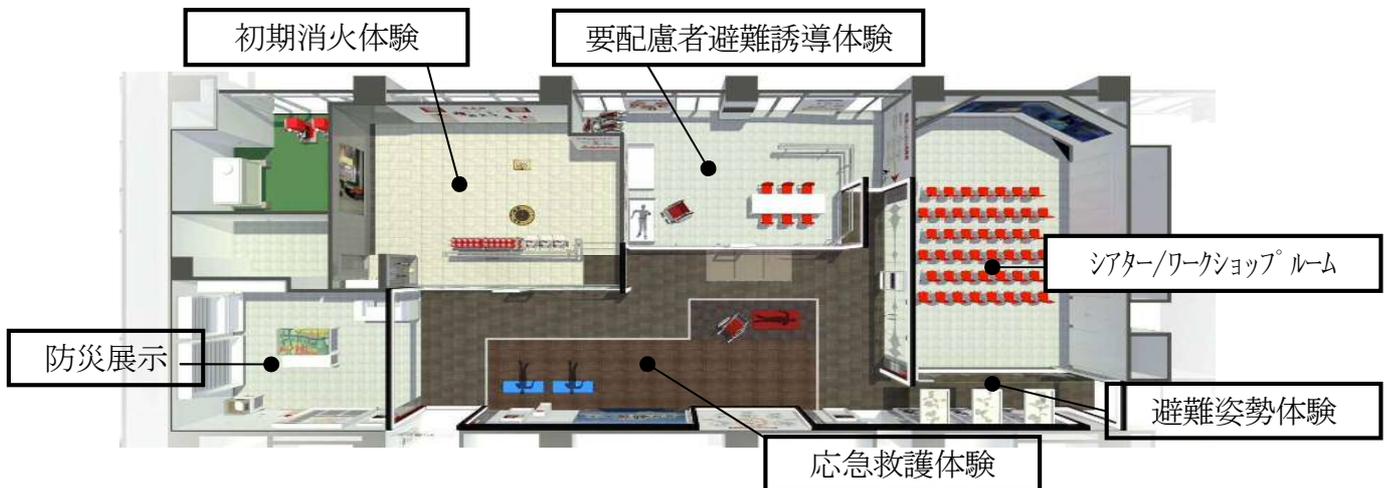


1 しながわ防災体験館運営

平成 28 年 3 月 11 日にリニューアルオープンした体験型の防災普及教育施設である「しながわ防災体験館」の運営業務と施設や設備機器の維持管理を行います。本物のスタンドパイプを使用した初期消火体験、要配慮者避難誘導体験およびシアター/ワークショップルーム等を活用し、防災意識の更なる向上を図ります。

日本語の他に、英語、韓国語、中国語の字幕も併記し、日本人だけでなく、外国人も利用しやすいものとしています。開館日は日、火～金（祝日・年末年始を除く）の午前 9 時～午後 5 時までとし、より多くの方が利用できるようにしています。

(1) 施設概要（延床面積 480 m²）



① 防災展示

非常持出品など、家庭で日頃から備えるものを実際に手に取って見ることが出来ます。また、品川シェルターやマンホール耐震化模型等を設置し、その仕組みが分かるようにしています。

② 初期消火体験

訓練用消火器、スタンドパイプおよび屋内消火栓を体験でき、実際に放水することができます。スタンドパイプを体験する時に開閉する消火栓の蓋は、実際の道路にあるものと同じであり、蓋の重さや開閉することの困難さなどを体験できます。



③ 要配慮者避難誘導体験

自分で避難することが困難な要配慮者等に見立てた人形を使用し、車椅子にて搬送する体験や、高齢者疑似体験セットを活用して高齢者の立場を体験することができます。



④ シアター/ワークショップルーム

普及啓発映像として区民向け、子ども向け、区内事業者向けの3種類を用意しています。また、しながわ防災学校や親子で防災体験等のワークショップを実施するスペースとして活用しています。

⑤ 避難姿勢体験

火災時に充満する煙に巻き込まれないために、身を低くした正しい避難姿勢を体験できます。

⑥ 応急救護体験

心肺蘇生法やAEDの操作方法を訓練用の人形を使用しながら、スタッフの指導のもと実践的な体験をすることができます。



<入場者数>

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	品川シアター			しながわ防災体験館	
入場(延人数)	9,747	12,294	7,020	10,639	10,809
開館(日数)	246	247	161	256	254

※平成27年10月末までは、品川シアターとして運営。

※平成27年度は11月1日～3月10日までの期間で改修工事を実施。

※平成26年度まで防災フェアの来場者数を含む。

(2) 親子で防災体験

楽しく防災を学ぶ場として、親子を対象にワークショップを実施しています。消火器を使った的当てゲームや、アクセサリーブクリを通じてロープの結び方を学ぶなど、楽しみながら防災に関する実践的な体験ができる内容となっています。

<実績>

区分	28年度	29年度
参加者数	73名	213名
回数	8回	24回

※平成28年度はワークショップ実施内容の検討や都との連携事業を実施していたため、年度途中11月より実施。



2 防災フェア

区民の防災意識の高揚を図るため、防災フェアを開催し、各防災機関の取り組み状況を展示・公開しています。

＜主なコーナー、展示など＞

- 品川区：ポイントラリーによる景品抽選会、防災フェアオープニングセレモニー（感謝状贈呈式）、カレーの炊き出し、防災課ブースの出展
- 消防署：車両展示、ハイパーレスキュー救出救助演習、ミニ消防カー乗車体験、はしご車乗車体験、ブース出展
- 警察署：車両展示、警備犬による要救助者捜索訓練、ブース出展
- 自衛隊：車両展示、豚汁炊き出し、ブース出展
- 品川纏保存会：木遣り・纏振りの実演
- その他関係団体：ブース出展（防災関係情報の啓発、案内、相談対応等）



＜開催実績＞

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催日	3月8日	3月7日	3月12日	3月11日	3月10日
入場者数	543	445	1,100	1,181	1,346

※累計入場者数 188,375人（昭和58年～）

3 しながわ防災学校

防災区民組織、事業者、区民等が、品川区災害対策基本条例に示す「努め」に応じて災害の予防・応急・復興対策におけるそれぞれの「役割」を果たし、各対策活動を実践できるようにするとともに、これらの活動の中心となる「しながわ防災リーダー」を育成し、しながわの地域防災力の向上を図ります。

（1）対象者別研修 【会場：しながわ防災体験館】

① 防災区民組織コース

- ・地域防災ベーシックコース：災害対策に必要な知識／避難誘導等
- ・地域防災ステップアップコース：災害対応に必要な基礎技術／避難所運営等

② 事業所コース

：一斉帰宅の抑制／事業継続対策の実施等

③ 家庭・区民コース

：個人の初動対応／家庭で取り組むべき対策等

(2) テーマ別研修 【会場：区児童施設等】

防災カフェコース : 乳幼児親子の防災対策、ペットの防災対策等

(3) 現場型研修 【会場：地域の会館、集会所等】

地域実践コース (出前) : 避難誘導ワークショップ/防災マップ作成等



<開催実績>

コース名		28年度		29年度	
		回数	参加者数	回数	参加者数
防災 区民 組織 コース	地域防災 ベーシックコース	5回	117名	5回	77名
	地域防災 ステップアップコース	—	平成29年度より実施	3回	62名
事業所コース		3回	26名	3回	49名
家庭・区民コース		4回	78名	5回	95名
防災カフェ		4回	397名 ^{※1}	4回	599名
地域実践コース		15回	399名	15回	457名

※1 子育てメッセのブースにて資料等を配布した数を含む。

4 高層マンションにおける防災対策の強化

災害時におけるマンション内の住民同士や地域との助け合いによる備えを強化します。

(1) マンション防災アドバイザーの派遣

職員をマンション防災アドバイザーとしてマンションへ派遣し、防災セミナー等を実施します。

(2) 高層マンション防災訓練の実施

マンションの防災訓練の企画運営をサポートし、消防署と連携した防災訓練を実施します。



<派遣実績>

種別	内容	29年度	
		件数	参加人数
講演	マンションの防災対策	8件	150名
訓練	地震体験車、初期消火訓練、応急救護訓練、安否確認訓練等	4件	101名

5 地震体験車等による防災教育

区内学校や事業者、地域の防災訓練等において、地震体験車による震度の体験や煙が充満した部屋から避難する体験を通して、発災時の初動対応や事前の防災対策について啓発しています。



区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地震体験車による防災教育	86回	90回	89回	103回	106回
	8,611人	8,780人	9,299人	9,613人	8,301人
煙体験による防災教育	15回	18回	14回	17回	17回
	2,709人	2,570人	1,801人	2,385人	2,424人

6 ポスターコンクールの開催

区民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、区立学校の児童・生徒を対象に防災に関するポスターを募集し、応募者全員の作品を展示しています。

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
応募枚数	402枚	347枚	437枚	424枚	468枚

《金賞受賞作品》

小学校の部

中学校の部



7 防災体験 VR

防災体験館および各種防災訓練の充実を図るため、よりリアルな災害対応を体験できる防災体験 VR を導入します。

<設置予定場所>

- (1) しながわ防災体験館（区役所第二庁舎 2 階）
- (2) 各種防災訓練や防災講演での出張体験コーナーの開設 等



8 わが家の防災ハンドブック改訂

平成 24 年度に作成した、平時からの家庭における防災への備えなどを取りまとめた「わが家の防災ハンドブック」を、品川区地域防災計画や、過去の災害実例から災害時における対応方法・平時の家庭における備え等を反映した内容に改訂し、区内全戸に配布を行います。

平成 30 年度予算額 122,426 千円



9. 防災訓練

自助・共助のための防災訓練を支援するとともに、職員の災害対応能力向上のための各種訓練を実施し、災害発生時の対応に備えています。

1 総合防災訓練（啓発・支援係）

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの防災意識（自助・共助）の高揚を図るため、各地区の防災協議会が主催する訓練を支援します。

<訓練実績>

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
地区数	12 地区	13 地区	10 地区	12 地区	5 地区
訓練会場数	11 会場	12 会場	9 会場	11 会場	4 会場
参加人数	16,129 人	15,192 人	11,772 人	13,073 人	5,643 人

※29 年度は雨天等のため 7 地区が中止

<主な訓練内容>

- ・初期消火訓練・応急救護訓練・煙体験・地震体験・一斉放水等

《初期消火訓練》



《一斉放水の様子》



2 区内一斉防災訓練（避難所訓練、災害対策本部訓練）（啓発・支援係、防災安全担当）

区民と区役所等の関係機関が同一の状況下で訓練を実施し、大規模震災の発生に備えています。

(1) 避難所訓練

区民による避難所の開設・運営要領の体得を目的とし、避難所運営本部立ち上げ・避難者の受付・備蓄物資の確認等を実施しています。

<訓練実績>

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
避難所訓練会場数	21 会場	※23 会場	32 会場	40 会場	43 会場
参加人数	2,818 人	—	10,016 人	5,369 人	18,027 人
うち職員数	511 人	—	813 人	873 人	1,225 人

※平成 26 年度は選挙のため中止（避難所訓練会場数は実施予定数）

<主な訓練内容>

- ・避難所訓練（名簿作成訓練・仮設トイレ設営・災害用伝言ダイヤル体験等）
- ・災害対策本部訓練（災害対策本部および医療救護本部の運営等）

《名簿作成訓練》



《仮設トイレ設営》



(2) 災害対策本部訓練

災害発生時における職員の初動活動要領の習熟を図るため、災害対策本部の運営や各機関との連携等を避難所訓練と連動させて実施しています。

3 風水害初動活動態勢訓練（防災安全担当）

集中豪雨や台風等によって発生する水害時における職員の初動活動態勢の習熟を図ることを目的として、図上および実働で訓練を実施しています。

<訓練実績>

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施日	6月5日	6月11日	6月12日	6月10日	6月13日
参加人員	189人	169人	106人	121人	228人

<主な訓練内容>

- ・土砂災害対応訓練（応急対策水防本部設置、運営訓練・避難所開設訓練・がけ崩れ調査訓練等）
- ・資機材取扱訓練（防災行政無線・河川監視システム・デジタル移動通信等の機器取扱訓練等）
- ・ケーブルテレビ等の報道発表訓練



4 品川区・第二消防方面合同水防訓練（防災安全担当）

水防活動能力の向上を図り、浸水等による区民の生命・身体・財産の被害を軽減させるため、品川区と消防・町会・学校・鉄道事業者等の関係機関が合同で実働の水防訓練を実施しています。

<訓練実績>

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施日	5月25日	5月24日	5月23日	5月14日	5月20日
参加人員	429人	599人	564人	657人	583人

<主な訓練内容>

- ・指揮本部設置・運営訓練・情報収集活動訓練・積み土のう工法訓練等

《全体の様子》



《土のう作成の様子》



《積み土のう工法訓練》



5 災害対策職員待機寮防災訓練（防災安全担当）

災害対策職員待機寮は、夜間休日等職員の勤務時間外に発生した災害時の初動対応に従事する職員を確保するための住宅です。

待機寮に居住する職員の災害発生時の活動要領を習熟させるため、定期的に訓練を実施しています。

<訓練実績>

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
回数	20	23	20	22	21

<平成29年度訓練内容>

- ・機器の操作訓練（通年）
（D級ポンプ、排水ポンプ、ろ過機、簡易トイレ、バーナー、給水用スタンドパイプ等）
- ・水防訓練（5月）
- ・風水害初動活動態勢訓練（6月）
- ・D級ポンプ操法訓練（7、9月）
- ・避難所運営図上訓練（8月）
- ・各地区防災協議会主催総合防災訓練（9～11月）
- ・区内一斉防災訓練（12月）
- ・風水害初動活動態勢基礎訓練（2月）
- ・防災フェア（3月） 等



平成30年度予算額 21,706千円

10. 災害対策本部等の対応状況（計画係）

＜平成29年度 災害対策本部等対応状況＞

発生日	内 容	配備人員	被 害	備 考
7月18日	大雨	12名	-	大雨・洪水警報
8月15日	大雨	29名	-	大雨・洪水警報
8月19日	大雨	30名	床上浸水2件	大雨・洪水警報
10月22日	台風	108名	床上浸水1件	大雨・洪水警報（土砂） 高潮警報
1月22日	大雪	10名	樹木の枝折れ等	大雪警報
3月8日	大雨	21名	-	大雨・洪水警報
計	6回	210名		

11. 災害復旧特別会計（計画係）

災害発生直後に区民の生命・財産を守るため、迅速な災害救助・復旧体制を確立するにあたり、災害復旧基金繰入金を財源とする「品川区災害復旧特別会計」を新設し、財政的な備えを確保しています。

平成30年度予算額 1,500,000千円

12. 国民保護（国民保護担当）

区は、住民の生命、身体および財産を保護するため、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施する責務があります。

1 国民保護協議会

(1) 設置と委員構成

国民保護法第40条に基づき、区内における国民の保護のための措置に関して広く区民の意見を求め施策を総合的に推進するため、国民保護協議会を設置します。

区長が会長を務め、自衛隊、都、警視庁、東京消防庁、防災区民組織、消防団長、医療関係者、公共機関、区職員等、61人の委員で構成されています。

(2) 所掌事務

- ① 区長の諮問に応じて区内における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
- ② 前号の重要事項に関し、区長に意見を述べること。

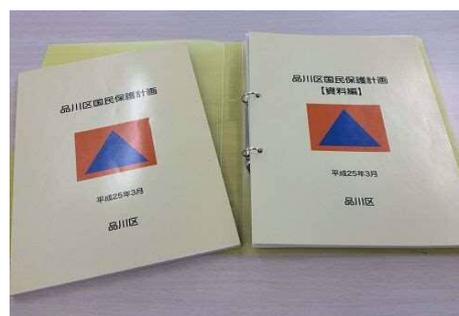
(3) 開催状況

平成24年11月28日に全国瞬時警報システムの導入等を反映した国民保護計画の変更のため、国民保護協議会を開催しました。平成30年度末に国民保護計画の変更方針等に関して、国民保護協議会を開催する予定です。

2 国民保護計画

国民保護法第35条に基づき作成した国民保護計画は、区内に発生する武力攻撃事態等において、区民の生命、身体および財産を守るために、事態対処と体制づくり、各機関との連携、救援、情報収集等を定めるものです。

平成31年度の国民保護計画変更に向けて、国および東京都の国民保護計画変更への対応や、現行の国民保護計画の課題整理等の事前検討を行い、変更方針の策定を行います。



平成30年度予算額 5,502千円

3 国民保護に関する訓練

(1) 国民保護に関する国と地方公共団体等の共同訓練

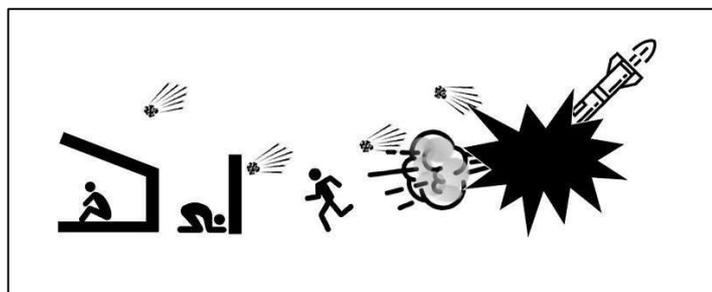
武力攻撃事態等のように突然発生する事態に際して的確かつ迅速に国民保護のための措置を実施するためには、平素から十分に訓練をしておくことが重要であり、国民保護法第42条においても、訓練の実施について規定されています。

区では、平成27年11月12日に東京都と共同による緊急処理事態に関する図上訓練を実施しました。

(2) 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練

弾道ミサイル落下時の行動等については、総務省消防庁および東京都より「弾道ミサイル落下時の行動に係る住民への広報の充実等について」に基づき、住民への幅広い広報の実施を依頼されており、本年度は、各総合防災訓練において、区民へ弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の画像を活用して、弾道ミサイル落下時に取っていただきたい行動等について周知します。

《弾道ミサイル落下時の行動》



1 3. 自衛隊員募集事務（国民保護担当）

自衛隊法第 97 条に基づき、自衛官募集に関する事務の一部を行います。

1 自衛官募集

<品川区在住の応募・入隊状況>

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
応募者数	117	98	77	122	63
入隊者数	15	12	8	10	12

平成 30 年度予算額 25 千円

2 自衛官募集に関する広報

(1) 平成 29 年度広報しながわ掲載状況

7 月 1 日号、9 月 1 日号、11 月 11 日号、1 月 11 日号、3 月 1 日号(5 回)

(2) 平成 30 年度

昨年度と同時期に掲載を予定します。

1 4. 弔慰金・見舞金（防災安全担当）

災害救助法の適用にならない小規模な火災、水害等により罹災した区内の世帯または事業所に対して「品川区災害弔慰金および災害見舞金の支給要綱」に基づき、被害に応じて見舞金と見舞品を支給します。また、死亡者がある時はその遺族に対し弔慰金を支給します。

<執行実績>

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
火災 (件)	単身世帯	8	2	15	21	7
	普通世帯	8 (30 人)	6 (17 人)	12 (34 人)	3 (9 人)	2 (5 人)
	合計	16 (38 人)	8 (19 人)	27 (49 人)	24 (30 人)	9 (12 人)
	弔慰金 (人)	2 人	2 人	3 人	3 人	1 人
水害 (件)	床上	単身世帯	2	0	0	0
		普通世帯	6	18	1	0
		事務所	17	9	0	0
	床下浸水	17	24	0	1	
	合計	42	51	1	1	
決算金額 (円)		1,280,000	1,420,000	990,000	700,000	350,000

平成 30 年度予算額 1,757 千円



鈴懸歩道橋（大崎1丁目～東五反田2丁目）



平成29年度 品川区・区内三消防署合同水防訓練（しながわ中央公園）



品川区防災まちづくり部

平成30年5月発行

東京都品川区広町2-1-36

電話03(3777)1111(代)